# 平成24年第1回(3月)出雲崎町議会定例会会議録目次

#### 第1日 3月7日(水曜日)

| 議事日程                                       |
|--|
| 本日の会議に付した事件                                |
| 出席議員                                       |
| 欠席議員                                       |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名             |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名                          |
| 開会及び開議                                     |
| 会期日程の報告                                    |
| 議事日程の報告                                    |
| 会議録署名議員の指名                                 |
| 会期の決定                                      |
| 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について                    |
| 議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について                   |
| 議会報告第3号 諸般の報告について                          |
| 報告第 1号 町長専決処分の報告について                       |
| 議案第 1号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第8    |
| 号))  |
| 議案第 2号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定につ   |
| いて6  |
| 議案第 3号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第9号)について         |
| 議案第 4号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につ   |
| いて1 4                                      |
| 議案第 5号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について16 |
| 議案第 6号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について18 |
| 議案第 7号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1   |
| 号)について20                                   |
| 議案第 8号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につ   |
| いて   |
| 議案第 9号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について23  |

| 議案第10号   | 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)につ                |
|----------|--|
|          | いて   |
| 議案第11号   | 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について25                          |
| 議案第12号   | 議会の議決すべき事件に関する条例制定について27                         |
| 議案第13号   | 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につ                |
|          | いて   |
| 議案第14号   | 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定について28                |
| 議案第15号   | 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について28                 |
| 議案第16号   | 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する                |
|          | 条例制定について   |
| 議案第17号   | 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について28                      |
| 議案第18号   | 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について30                        |
| 議案第19号   | 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について31                     |
| 議案第20号   | 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について32                  |
| 議案第21号   | 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について33                 |
| 議案第22号   | 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について34                      |
| 議案第23号   | 指定管理者の指定について35                                   |
| 議案第24号   | 指定管理者の指定について35                                   |
| 議案第25号   | 町道の路線認定について36                                    |
| 議案第26号   | 平成24年度出雲崎町一般会計予算について37                           |
| 議案第27号   | 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について37                   |
| 議案第28号   | 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について37                     |
| 議案第29号   | 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について37                    |
| 議案第30号   | 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について37                     |
| 議案第31号   | 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について37               |
| 議案第32号   | 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について37                   |
| 議案第33号   | 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について37                      |
|          | 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について37                   |
|          | 員の選任   |
| 予算審査特別委  | 員会の正副委員長の互選 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| <b> </b> | E 6  |

| 議事E                   | 程  |   |                                      |                                       |   |   |  |       | 5 7                               |
|-----------------------|--|---|--------------------------------------|---------------------------------------|---|---|--|-------|-----------------------------------|
| 本日σ                   | )会訓  | 義に付   | した                                   | 事件                                    |   |   |  |       | 5 7                               |
| 出席讓                   | 負  |   |                                      |                                       |   |   |  |       | 5 8                               |
| 欠席讓                   | 損  |   |                                      |                                       |   |   |  |       | 5 8                               |
| 地方自                   | 治治   | 去第 1  | 2 1                                  | 条の                                    | 定により説明のため   | 出席した者の職品  | 氏名   |       | 5 8                               |
| 職務σ                   | ため   | か議場   | 島に出                                  | 席した                                   | 者の職氏名   |   |  |       | 5 8                               |
| 開                     | 議  |   |                                      |                                       |   |   |  |       | 5 9                               |
| 一般質                   | 間  |   |                                      |                                       |   |   |  |       | 5 9                               |
| 宮                     | 下  | 孝   | 幸                                    | 議員                                    |   |   |  |       | 5 9                               |
| Ξ                     | 輪  |   | 正                                    | 議員                                    |   |   |  |       | 6 6                               |
| 田                     | 中  |   | 元                                    | 議員                                    |   |   |  |       | 7 2                               |
| 小                     | 林  | 泰   | Ξ                                    | 議員                                    |   |   |  |       | 7 8                               |
| 諸                     | 橋  | 和   | 史                                    | 議員                                    |   |   |  |       | 7 9                               |
| 田                     | 中  | 政   | 孝                                    | 議員                                    |   |   |  |       | 8 6                               |
| 散                     | 会  |   |                                      |                                       |   |   |  |       | 8 8                               |
|                       |  |   |                                      |                                       |   |   |  |       |                                   |
|                       |  |   |                                      |                                       |   |   |  |       |                                   |
|                       | 复  | 第3日   | l 3                                  | 月 1                                   | 日(金曜日)  |   |  |       |                                   |
|                       | 箩  | 第3日   | I 3                                  | 月 1                                   | 日(金曜日)  |   |  |       |                                   |
| 議事日                   |  |   |                                      |                                       | 日(金曜日)  |   |  |       | 8 9                               |
|                       | 程  |   |                                      |                                       |   |   |  |       |                                   |
|                       | 1程<br>)会詞  | ······<br>義に付                               |                                      | <br>事件                                |   |   |  |       | 9 0                               |
| 本日の                   | 1程<br>)会詞<br>韻員  | ·<br>・・・・・・<br>養に付                          | <br>けした                              | 事件                                    |   |   |  |       | 9 0<br>9 1                        |
| 本日の<br>出席講<br>欠席講     | 日程<br>)会詞<br>員員  | <br>義に付                                     | <br>けした                              | 事件                                    |   |   |  |       | 9 0<br>9 1<br>9 1                 |
| 本日の出席議 欠席議 地方自        | 程会議員治  | 議に付<br><br>去第 1                             | <br>t L t=<br><br>2 1                | 事件<br><br>条の                          |   | 出席した者の職員  |  |       | 9 0<br>9 1<br>9 1                 |
| 本日の出席議 欠席議 地方自        | 程会員員治たる  | 議に付<br><br>去第 1<br>お議場                      | ナした<br><br>2 1<br>弱に出                | <br>事件<br><br>条の<br>病し                | 定により説明のため   | 出席した者の職員  | <br><br><br><br>                               |       | 9 0<br>9 1<br>9 1<br>9 1          |
| 本日の出来 出 欠 席 課 地 務 の 開 | 程会員員治た議  | 議に付<br><br>去第 1<br>お議場                      | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <br>事件<br><br>条の<br>席し                | 定により説明のため<br>者の職氏名  | 出席した者の職員  | 5名   |       | 9 0<br>9 1<br>9 1<br>9 1<br>9 2   |
| 本出欠地職開議               | 程会員員治た議程 は   | 議に付<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <br>事件<br><br>条の<br>席しっ               | 定により説明のため   | 出席した者の職員  | <b>长名</b> ···································· |       | 9 0<br>9 1<br>9 1<br>9 1<br>9 2   |
| 本出欠地職開議               | 程会員員治た議程・  | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <br>事件<br><br>条 席しっ<br><br>断町         | 定により説明のため<br>者の職氏名  | 出席した者の職員  | <b></b><br><b></b>                             |       | 9 09 19 19 19 29 2                |
| 本出欠地職開議議日席席方務 事案      | 程会員員治た議程112 第一条 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | <br>けした<br><br>2 1 出<br><br>芸<br>会   | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 定により説明のため者の職氏名  | 出席した者の職!<br>の変更について<br>条例制定につい <sup>-</sup>             | 氏名   |       | 9 09 19 19 19 29 29 2             |
| 本出欠地職開議議議日席席方務 事案案    | 程会員員治た議程112 第一条 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       |                                      |                                       | 定により説明のため<br>者の職氏名<br>疎地域自立促進計画<br>すべき事件に関する              | 出席した者の職!<br>の変更について<br>条例制定につい <sup>-</sup><br>関する条例の一部 | 5名<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 条例制定に | 9 09 19 19 19 29 29 2             |
| 本出欠地職開議議議議日席席方務事案案案   | 程会員員治た議程113  | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      |                                      | 事件 条 席 崎 の 崎 所 議 が                    | 定により説明のため<br>者の職氏名<br>疎地域自立促進計画<br>すべき事件に関する<br>民館設置及び管理に | 出席した者の職!<br>の変更について<br>条例制定につい <sup>-</sup><br>関する条例の一部 | 氏名<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     |       | 9 09 19 19 19 19 29 29 29 29 29 2 |

| 議案第 | 2 2 | 号  | 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について9         | 2 |
|-----|-----|----|------------------------------------|---|
| 陳情第 | 6   | 号  | 議場に国旗・町旗を掲揚することを求める陳情について9         | 4 |
| 議案第 | 15  | 号  | 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について9    | 7 |
| 議案第 | 16  | 号  | 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する  |   |
|     |     |    | 条例制定について9                          | 7 |
| 議案第 | 17  | 号  | 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について9         | 7 |
| 議案第 | 19  | 号  | 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について9        | 7 |
| 議案第 | 20  | 号  | 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について9     | 7 |
| 議案第 | 2 1 | 号  | 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について9    | 7 |
| 議案第 | 2 4 | 号  | 指定管理者の指定について9                      |   |
| 議案第 | 2 5 | 号  | 町道の路線認定について9                       | 7 |
| 議案第 | 23  | 号  | 指定管理者の指定について10                     | 1 |
| 議案第 | 26  | 号  | 平成24年度出雲崎町一般会計予算について10             | 1 |
| 議案第 | 27  | 号  | 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について10     | 1 |
| 議案第 | 28  | 号  | 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について10       | 1 |
| 議案第 | 29  | 号  | 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について10      | 2 |
| 議案第 | 3 0 | 号  | 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について10       | 2 |
| 議案第 | 3 1 | 号  | 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について10 | 2 |
| 議案第 | 3 2 | 号  | 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について10     | 2 |
| 議案第 | 3 3 | 号  | 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について10        | 2 |
| 議案第 | 3 4 | 号  | 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について10     | 2 |
| 議案第 | 3 5 | 号  | 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第10号)について10     | 4 |
| 議案第 | 3 6 | 号  | 監査委員の選任について10                      | 6 |
| 議員派 | 遣の  | 件・ | 1 0                                | 7 |
| 委員会 | の閉  | 会中 | 継続調査の件10                           | 7 |
| 閉   | 会·  |    | 1 0                                | 8 |
| 署   | 名·  |    |                                    | 9 |

# 平成24年第1回(3月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 10日間)

| 期日    | 曜日 | 会 議 内 容         |
|-------|----|-----------------|
| 3月 7日 | 水  | 本会議第1日目(招集日)    |
| 8日    | 木  | 予算審査特別委員会       |
| 9日    | 金  | 予算審査特別委員会 (予備日) |
| 10日   | 土  | 休会              |
| 11日   | 日  | 休会              |
| 12日   | 月  | 本会議第2日目(一般質問)   |
| 13日   | 火  | 社会産業常任委員会       |
| ГОД   |    | 総務文教常任委員会       |
| 14日   | 水  | 休会              |
| 15日   | 木  | 休会              |
| 16日   | 金  | 本会議第3日目(最終日)    |

# 第 1 号

( 3 月 7 日 )

## 平成24年第1回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

#### 議事日程(第1号)

平成24年3月7日(水曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第 6 報告第 1号 町長専決処分の報告について
- 第 7 議案第 1号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第8号))
- 第 8 議案第 2号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定につい て
- 第 9 議案第 3号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第9号)について
- 第10 議案第 4号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第11 議案第 5号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第12 議案第 6号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 議案第 7号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第14 議案第 8号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第 9号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第16 議案第10号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第17 議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第18 議案第12号 議会の議決すべき事件に関する条例制定について
- 第19 議案第13号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第14号 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第15号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

| 第22 | 議案第16号 | 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条 |
|-----|--------|------------------------------------|
|     |        | 例制定について                            |
| 第23 | 議案第17号 | 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について          |
| 第24 | 議案第18号 | 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について            |
| 第25 | 議案第19号 | 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について         |
| 第26 | 議案第20号 | 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について      |
| 第27 | 議案第21号 | 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について     |
| 第28 | 議案第22号 | 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について          |
| 第29 | 議案第23号 | 指定管理者の指定について                       |
| 第30 | 議案第24号 | 指定管理者の指定について                       |
| 第31 | 議案第25号 | 町道の路線認定について                        |
| 第32 | 議案第26号 | 平成24年度出雲崎町一般会計予算について               |
| 第33 | 議案第27号 | 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について       |
| 第34 | 議案第28号 | 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について         |
| 第35 | 議案第29号 | 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について        |
| 第36 | 議案第30号 | 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について         |
| 第37 | 議案第31号 | 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について   |
| 第38 | 議案第32号 | 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について       |
| 第39 | 議案第33号 | 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について          |
| 第40 | 議案第34号 | 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について       |

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 〇出席議員(10名)

1番 小 林 泰 三 2番 仙 海 直 樹 3番 田中政孝 4番 諸 橋 和 史 5番 中川正弘 宮下孝幸 6番 7番 三輪 正 8番 田中 元 山崎信義 中野勝正 9番 10番

#### 〇欠席議員(なし)

#### 〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 長 副 町 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 佐 藤 信 男 総務課長 山 田 正 志 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 建設課長 馨 玉 沖 教育課長 田 中 秀 和

#### ○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 内 藤 百 合 子

 書
 記
 遠 藤
 望

#### ◎開会及び開議の宣告

〇議長(中野勝正) ただいまから平成24年第1回出雲崎町議会定例会を開会します。 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

#### ◎会期日程の報告

〇議長(中野勝正) 議会運営委員長から、3月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、 お手元にお配りいたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願いま す。

#### ◎議事日程の報告

○議長(中野勝正) 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(中野勝正) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、仙海直樹議員及び3番、田中政孝議員を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(中野勝正) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

#### 〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの10日間に決定しました。

#### ◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

〇議長(中野勝正) 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果について監査委員からお手元にお配りいたしましたとおり提出がありました。

#### ◎議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について

〇議長(中野勝正) 日程第4、議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳 情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

〇議長(中野勝正) 日程第5、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県町村議会議長会第63回定期総会について報告します。去る2月21日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のとおり報告いたします。

次に、去る2月25日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果についてはお手元にお配りいたしましたとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

○議長(中野勝正) 日程第6、報告第1号 町長専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した事項について、町長において専決処分 したので、お手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第1号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計補正予算 (第8号))

〇議長(中野勝正) 日程第7、議案第1号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計 補正予算(第8号))を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第1号、平成23年度一般会計補正予算(第8号) の専決処分につきまして、平成24年2月1日に専決処分をいたしましたのでご説明申し上げます。

このたびの専決補正予算は、この冬場の大雪のため、歳出8款土木費で除雪関係費を、また10款 教育費で急遽出雲崎小学校の雨漏り対応のため、屋上防水改修工事の設計料を計上いたしました。

また、この補正財源といたしまして、普通分地方交付税を追加計上し、これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額732万7,000円を追加し、専決後の予算総額を36億5,419万円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

〇総務課長(山田正志) それでは、補足をさせていただきます。

263ページ、歳出をお願いいたします。8款土木費関係、除雪関係費でありますが、この専決時点、1月31日時点では10回の出動となっております。ということで、最終的には29回この冬今現在出動というふうになっておりますが、大体1回の出動で100万円程度というふうになりますと、当初予算で盛った部分がこの時点で不足というふうになりまして、2月1日で専決をさせていただいたというようなことでございます。

あと、10款教育関係におきましては、ことしに入りまして小学校の校舎棟の雨漏りが発見されて、 急遽24年度の今の段階ですと電源の交付金を使って修繕を予定してございます。そのためには早い 段階で設計を仕上げなければいけないということで、このタイミングにあわさせていただきまして 設計のほうを始めたというふうなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例

制定について

〇議長(中野勝正) 日程第8、議案第2号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明申し上げます。

沢田ゲートボール場は、平成2年から、乙茂ゲートボール場は平成元年から、それぞれ地域の高齢者を中心に使用されてまいりましたが、近年利用者が減少し、最近は全く使用されていない状況が続いておりました。このため地元団体の意向も踏まえ、この際沢田ゲートボール場並びに乙茂ゲートボール場を廃止するというものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

沢田ゲートボール場及び乙茂ゲートボール場は、いずれも借地でございますが、本議案が可決されましたら、本年度をもって土地を返却したいというふうに思っております。返却に当たりましては、沢田ゲートボール場につきましては便所、水飲み場等の工作物を撤去した上で、また乙茂ゲートボール場につきましては現在の状態のままで返却するということで地権者の方との協議が整っております。なお、沢田ゲートボール場の工作物の撤去費につきましては、これからご審議をいただきます3月補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、山﨑議員。
- ○9番(山﨑信義) 質疑というわけではないのです。私、たまたま協会長でありますので、その立場からお話をさせていただきます。

前にいろいろ相談受けておったのですが、現場の担当と、それから役員といろいろ協議をさせていただきまして、やむを得ないということ、それから現実に米田のほうを使っているという返事でございますし、了解をしたということでございますので、その旨申し添えておきます。

○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- ○議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第2号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第3号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第9号)について
- 〇議長(中野勝正) 日程第9、議案第3号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明申し上げます。

平成23年度の当初予算は34億4,200万円でスタートいたしましたが、途中8回の補正により2億1,000万円余りの予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了、または精算見込みによる予算整理の減額が主なものであり、また事業執行状況を見通し繰越明許費を計上いたしました。

主な歳出の追加分につきましては、2款総務費で旧東條ニット工場・土地購入費を、基金関係ではふるさと出雲崎応援基金の積み立てを計上いたしました。

- 3款民生費では、給付費の伸びに伴う国保・介護会計の繰出金を追加計上いたしました。
- 6 款農林水産業費では、山谷地内の団地造成に伴う下水管渠の布設のための農排会計への繰出金は追加計上いたしました。

7款商工費では、町中小企業信用保証料補給金を追加計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費では、除雪関係費の追加を、また3目道路新設改良費では町道山谷4号線の工事請負費を追加し、5項住宅費では石井町の町営住宅建設工事費

の追加とともに、街なみ環境開発基金からの買い戻しのための土地購入費を計上いたしました。 9款消防費では、柏崎市への消防事務委託料を追加計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費では、教室転落防止用手すり設置工事費を計上いたしました。

次に、歳入では地方交付税の留保分の全額計上、寄附金、事業費の確定・執行見込みに伴う国・ 県支出金の補正、町債の減額などを計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額803万1,000円を減額し、予算総額を36億4,615万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) それでは、一般会計補正予算9号の補足説明をさせていただきます。

歳出284ページをお願いいたします。給与関係費につきましては、全般的に共済組合の負担金の 掛け率が上がっておりますので追加をしてございます。

285ページの公有財産購入費、旧東條ニット工場の土地買収費でございます。2月17日の全協でご説明させていただいたとおりの内容でございます。会社の滞納分を国税徴収法により滞納税の代替として取得するというふうなことでございます。土地につきましては、3筆1,132平米、建物240.72平米というふうなことで、取得というふうなことで今回計上させていただきました。

続いて、企画費のふるさと応援基金積立金、これ町長の説明のとおりでございますが、先日全協でやっぱり説明したとおり、当初50万円の予算計上しておりましたが、今回609万円を追加したというふうなことでございます。

続いて、288ページをお願いいたします。途中は省略させていただきます。288ページの一番下、 国民健康保険事務費についてでございます。繰出金で大きな金額補正してございますが、これも町 長の説明のとおり、また前回の全協でご説明させていただきましたが、国保会計への規準外、法定 外の繰り出しというふうなことで、この中には3,000万円を含んでおります。今回繰り出しに追加 させていただきます。

それと289ページ、次のゲートボール場の構造物撤去料についてでございます。今ほどの議案第2号での説明の関連というふうなことでございます。

続いて、289中ほど介護保険費についてでございます。これもやはり繰出金が追加になっております。給付費の伸びというふうなことで、介護会計への繰出金の追加でございます。

続いて、294ページをお願いいたします。294ページ、一番下段の農地費の農業集落排水事業特別会計への繰出金の追加、これも町長の説明のとおりでございますが、団地造成に伴うもので、これはこの地区は農排の松本地区になります。下水管渠の布設のための繰り出しと、追加というふうなことでございます。

続きまして、298ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の道路維持費でございます。これも先ほど説明のとおり2月11日最大積雪深に95センチというふうな本町なりましたが、最終的には先ほど申し上げたとおり、29回の出動というふうなことでございます。そのうち一部出動が10回含まれているというふうなことでございますが、この出動回数につきましては過去最高でございます。今回2月1日の専決と合わせて、また不足分を今回補正というようなことでお願いをいたします。

続いて、道路新設改良費、これ町長の説明のとおりでございます。山谷4号線の工事費の追加で ございます。

続いて、300ページをお願いいたします。住宅建設費でございます。町営住宅建設工事追加というふうなことで、これひばりパチンコの跡地に若者向けの町営住宅を建設、1棟するというふうなことで、既に完成している部分で地盤改良、また電装品等で工事費が膨らんでおりましたので、今回1棟分でございますが、残っている1棟分の予算としてはちょっと予算が足りない状況でございますので、今回追加というふうな部分でお願いをいたしたいと思います。

301ページ、これは柏崎に委託しております常備消防の委託料でございます。これは市のほうからの精算見込みで今回追加というふうなものでございます。

続いて、302ページをお願いいたします。中ほどより下の小学校費、学校管理費の工事請負費でございます。これも町長の説明のとおりでございますが、小学校の建物、2階、3階、4階に手すりが1本今入っておりますが、さらに1本プラスして2本というふうな安全策を講じるというふうなことで、春休み、授業のあいているときを実施というふうなことで今回計上でございます。

続きまして、歳出は以上でございまして、歳入275ページをお願いいたします。歳入の町税関係は、精算見込みで今回追加しているものでございます。

この275一番下の町たばこ税についてでございますが、思ったよりたばこの消費の落ち込みがなかったということで、今回追加をさせていただくというようなことで、実は当初予算の段階で一昨年秋に値上げして、23年度は落ち込むかなというので当初予算大分落として下目に見ておったのですが、意外と消費が落ちなかったというふうなことで、今回追加というふうなことでよろしくお願いいたします。

続いて、276ページお願いいたします。地方交付税につきましては、これは普通分を全額計上いたしました。普通分につきましては、15億255万5,000円というふうな形になりまして、現在の15億3,000万円の予算になっておりますが、これは特別交付税3,000万円含んでおります。これまた3月末で特別交付税のほうが確定してまいりますと、専決のほうでできましたら最終的な調整をお願いしたいというふうなことでよろしくお願いいたします。

以下、歳出と連動するような形で歳入のほう計上してございます。また、283ページ、これ事業 の執行にあわせまして町債のほうを調整させて減額、過充当にならないような形で減額をさせても らっているというふうなものでございます。

続いて、戻っていただきまして、270ページをお願いいたします。これは第2表、継続費の表でございます。工事請負関係、防災行政無線でございますが、工事費の減による変更というふうなことでお願いをいたします。

それと第3表は地方債の補正、先ほどの事項別明細歳出の部分を目的別の事業別にということで 地方債の補正でございます。

それと272ページ第4表、繰越明許費でございます。今回3つの事業でございます。林道船橋鉾ノ入線と町道改良はこれ山谷小釜谷線、山谷4号線、豊橋線、この3本が繰越明許でございます。 それと石井町の町営住宅ひばり跡地の1棟分、これも繰り越しで、24年度でというふうなことでお願いをしたいと思います。

以下、307ページ以降は人件費の関係で給与費、あと今ほどの継続費、地方債を調書にしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 301ページ、消防費の下の15節の請負費の減額、621万9,000円という金額では相当大きな金額が請負入札価格で減っておりますが、これに対して前にも同じような質問したことあるのですが、設計段階でこれぐらい違うというのは当たり前のことなのですか。設計上に何か若干のあれがあって、こういうような入札価格になる。特にこの防災無線関係というのは業者が大変少のうございます。もう限定されているような業者の中でやるようなことなのですが、これはどういうあれでもって、単なる入札価格の安いというだけで減額になったのですか。その辺どうなのでしょうか。ちょっとお聞かせ願います。
- 〇議長(中野勝正) 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) 実は防災行政無線につきましては、6月に入札執行いたしまして、1度9月の議会で減額をさせてもらいまして、全体の事業費に近い形にしてございます。ただ、請負額自体がこれ億の仕事でありますので、9月のときもちょっと電波関係の信越電波局のほうのいろいろ協議の中でちょっと仕様を変更したケースで、やはり大きく2,000万円ぐらい動いたケースがございます。そんな形で、9月の段階で若干の工事費を残しておいたというふうなことで、今年度中の実施の仕事の中でもし変更が出ても対応できるような形で残しておいたというふうなことでございます。したがいまして、工事費の減額は9月で終わってはいますが、その中の一部を残しておいたというふうなことで、この600万円は議員さん言われるとおり、工事の請負差金の一部というふうなことですが、実際工事としては大きく減額になり、9月で既に減額補正はさせてもらったというふうな、その一部ということでございます。

以上でございます。

〇議長(中野勝正) 8番、田中議員よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、中川議員。

- ○5番(中川正弘) 290ページですけれども、児童福祉総務費が出ていますけれども、年度末で各賃金共済等々の精算が主な補正予算ですけども、その中で放課後児童の保育指導員賃金が減になっておりますけども、額的には89万ということで、私の知る限りにおいてはこの保育指導員というのはたしか3名くらいというふうに記憶していますけれども、それでこれだけの賃金減ということは回数も減っていないと思うのですけれども、どのような状況でこういう減になったのでしょうか。お知らせください。
- 〇議長(中野勝正) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(河野照郎) このたびの放課後児童保育指導員の減は、今年度におきましては土曜につきましては放課後児童保育を開所するということでご案内しておりました。利用される方について年度当初案内をとったところ、人数がおりましたので開所ということで予算編成をしていたところですが、実際に利用される方がほとんどいらっしゃらなくて、利用者ゼロの日につきましては閉所をさせていただきましたので、その分の賃金が余ったものがこの中の大勢を占めております。以上でございます。
- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 土曜日に開所するということで年度当初に予算とったけれども、開所しても申 し込み人数がいなくてゼロであったという説明ですけれども、それは来てみないとわからないとい うことですか。要するに土曜日にならないと開所するかしないかわからないということなのでしょ うか。事前にわかるようなシステムになっているのでしょうか。
- 〇議長(中野勝正) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(河野照郎) 放課後児童保育の利用につきましては、前の月の20日までに翌月の何曜日に利用するかというのをすべての方からとっております。その利用申し込み状況を見て翌月のシフトを組んでおります。ただ、予算につきましては大まか年度の見込みが出た段階で精算をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

- ○議長(中野勝正) 5番、中川議員よろしいですか。 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 相対的な予算からして額的にはそんなに少なくないと思うのですよ。この予算 とってある枠からしてですね。ちょっと腑に落ちないというのは、確かにやらなかったから減額す るって、これは正しいやり方ですし、3月になって補正するというのも正しいやり方ですし、どこ

にも瑕疵はないのですけれども、年度当初にやろうとしたプランがニーズがない、わかった時点で何らかの手を打つ、あるいはもう減額してほかのところへ回す、そういう弾力性というのが何かないように感じられるのですね。一般企業が例えば何かをやろうとして予算をとった。でも、その事業がうまくいかない。でも、年度末まで結局予算を減額しないでというのはあり得ないと私は思います。ただ、ほかの事業にも結構ありますけど、どうなのでしょうか。例えばではもう一つお聞きします。まだ私の勉強不足で来年度の予算詳しくは精査していませんけれども、来年度もこの事業やるおつもりですか。

- 〇議長(中野勝正) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 年度当初に希望をとりますのは当該年度土曜保育を希望するかしないかの希望をとります。毎月翌月何日の土曜日利用するかというのをとって、その段階でない場合は閉所することがございます。新年度につきましては、今年度の利用実績を踏まえまして土曜日は閉所するということで利用者の方にはご案内をする予定にしております。

以上です。

- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) それが正しいと思います。ぜひやってください。
- 〇議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 今のページではなくて289なのですが、今の中川議員と逆のことになるのですが、保健福祉センターの管理費の委託料が上がったの、これは単純に会合が増えたから上がったのですか、それとも何かセンターそのものでもって何かあってこれ上がったのですか。指定料の増加の75万8,000円についての、ちょっと説明お願いします。
- 〇議長(中野勝正) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) このセンターの指定料の増には2つの原因がございます。1つ目は、3月に発生しました東日本大震災の関係で避難所として使用しておりましたので、しばらくの間保健福祉センターを利用しませんでした。その間の収入がなかった割に常時夜のほうも光熱水費を使って若干支出が伸びたというふうなのが大きなものと、実は昨年度の当初予算編成後に開催しました全員協議会の意見を受けまして、利用料金について当初300円ということで条例改正を予定していたところ、その後の調整を踏まえて100円に値下げしたというふうなことが影響して、結果としてどうしても指定管理者の努力だけでは賄えないというふうなやむを得ない事情という判断しまして、指定管理料を増額をさせていただくというものでございます。
- ○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) これで質疑終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第3号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

〇議長(中野勝正) 日程第10、議案第4号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出予算につきましては、2款保険給付費において今年度の給付見込み額に基づき1項療養諸費に1,012万円を、2項高額療養費に345万6,000円を追加しました。

一方、歳入予算では、国保特会の財政基盤を強化するために11款繰入金において一般会計からの 法定外の繰り入れとして3,000万円を計上し、国保運営準備基金からの繰入金1,718万2,000円を減 額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ1,361万3,000円を追加し、予算総額を5億9,854万7,000円とするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る2月13日に開催しました町国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいておるところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

今年度国民健康保険が支弁します保険給付費が非常に伸びておりまして、前年度と比較しますと 約11%ほどの増と予測をしております。疾病別の診療で見ますと新生物、がんですね。それで、次 が循環器系の疾患、脳卒中、そして続いて精神障害という順で、特に入院の方が増えていることで 医療費の支出が増えているというふうな状況でございます。

また、3月のこのたびのこの補正予算におきまして国保特会の財政基盤を強化するために一般会計のほうから法定外の繰り入れということでお願いしているわけでございますが、資料の24ページ、25ページに国保特会の収支状況についてお示しをしておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 予算そのものについて今3,000万円という大きな金額出ているのです。これ私 も審議員の一人でございますので、その予算金額については今申し上げることは差し控えさせてい ただきますが、今後このような状態が続くのではないかという懸念がございます。それで、町長に お伺いするのですが、要は国保保険というのは一般会計からといいますと直接保険に関係のない方 の税金も入っているわけなので、この金額がある程度どんどん、どんどん底なしに上がっていきま すと、そういう方に対する不満が出てくるのではないかという心配もございます。その辺でこの後 の一般会計からの補てんという金額について、国保に対しては大体どの辺が上限というふうに考え ておられるのか、その辺だけちょっとお聞かせ願いたいのですが。
- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 本来ならば担当課長があれです。指名でございますので、私なりに所見を申し述べさせていただきたいと思うわけでございますが、この国保会計につきましては、当町だけではなく、全国的に大変厳しい状況の中に置かれています。初めて出雲崎は法定外繰り入れをしたわけでございまして、かつてはそういう経験はございません。皆様方のご理解いただきまして運営準備基金、その大きな変化を弾力的に吸収してまいったわけでございますが、いよいよ基金も底をついてきたと、しかも給付費は伸びておると、この現状はさらに私は厳しくなると思います。そこで、今質問のそれでは一般町民に対してどういうような理解を求めるかということでございますが、さりとて国保は非常に加入者自体が高齢者なり、あるいは率直に申し上げまして所得層の低い階層が入っておられます。そういう観点からいたしまして、今回も保険料7.2%アップするわけでございますが、7.2%アップしますと、率からしますと非常に高い率になるのですが、金額は非常に微々たるものであるという状況です。これが国保の実態です。そういう観点からいたしまして、私はや

っぱり過重なこれ以上、さらに保険料等については全県的な、あるいは全国的な流れを見ていかなければならないと思いますが、やはり私はこれ町民の理解いただいて、そういう階層の皆さんに極端な保険料の負荷を与えるということは私はいかがなものかと思います。その意味で今度もこの法定外繰り入れは続くであろうというふうに私は想定しておりますが、しかしいかにして給付率を抑えるかということが今慢性腎臓病等々の対応、町民の健康づくりというものに対して最大の努力をするというのが私たち今の考え方です。保険料ではなくて、そういう財政的なものではなくて、基本的なところから私は改善をしていかなければならぬというふうに対応してまいりたいと思います。上限は幾らということを私は申し上げるような立場ではございません。

〇議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) これで質疑終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第4号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

について

〇議長(中野勝正) 日程第11、議案第5号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、歳出予算につきましては、1款総務費、1項総務管理費に介護報酬改定等に伴う電算システム改修費として273万円を追加し、2款保険給付費では介護サービス給付費等の実績見込額に基づきまして312万2,000円を減額いたしました。

一方、歳入予算では、1款保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金等を歳入見込額に基づき減額したほか、7款繰入金では一般会計繰入金に141万4,000円、基金繰入金に442万円を追加いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ113万3,000円を減額し、予算総額を6億8,677万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

244ページ、歳出でございます。介護報酬改定等に伴う電算システムということで、こちらのほうは国のほうから2分の1が補助金ということで、残りが一般会計からの繰り入れで、開始するということになってございます。

次、245ページ、介護サービス給付費でございます。こちらのほうは居宅介護サービス、その中でも特にショートステイが大きく増えております。一方で、その計画費等が増えておりまして、精査をさせていただきました所要額を計上させていただきました。

次に、歳入のほうでございます。243ページ、介護給付費準備基金のほうから442万円を繰り入れております。これによりまして、同基金の年度末残高が153万3,000円ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第5号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
について

〇議長(中野勝正) 日程第12、議案第6号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算の主なものは、歳出では、3款取水施設整備費で、水道水源井戸の揚水量調査を見送ったことにより委託料を減額し、工事請負費でも新しい水源井戸の掘削で予定していた深さより浅い位置で水量が確保されたことにより減額いたしました。

また、これらの歳出の減額によりまして、財源調整といたしまして、歳入では4款基金繰入金を すべて減額し、歳出1款の運営準備基金の積立金を新たに計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,069万2,000円を減額し、予算総額を1億5,310万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- 〇建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

歳出の255ページをお願いいたします。1款1目の消費税につきましては、今年度の支払いが222万円ほどになりますことから、予算の不足分を追加いたしました。2目の運営準備基金は、黒字分の積み立てでございます。

次のページ、1目配管布設整備費の15節では説明欄に消火栓の取り替え工事5カ所を精算した予算の残額部分と、それから管路工事につきましては、山谷地内の団地造成に水道管を新設する工事費600万円が必要になりますことから、この予算を既存の予算と精算をいたしまして、調整した中

で最終的に工事請負費は47万7,000円を減額をするというものでございます。

2目の取水施設整備費の13節水道水源井戸の揚水量調査委託につきましては、全額を減額といたしました。この揚水量調査につきましては、町の簡易水道事業の認可変更の申請を行う際にすべての水源井戸の揚水量を調査したデータを添付しなければならないということから行うものでございますけれども、したがいまして今年度揚水量調査を行いまして、24年度に新しい井戸を含めた水道事業の認可の変更を申請したいということで考えておったところでございます。しかしながら、既存の井戸の中、今使っている井戸でございますが、既存の井戸の中に最近水質の安定しないものが出てきておりますことから、しばらくこの井戸の水質の経過を観察した上で認可変更を行うということが懸命と判断いたしまして、今回の揚水量調査につきましては見送りをさせていただいたという内容でございます。

次の15節ですけれども、4カ所の井戸工事、それから2カ所のポンプ設備工事を行いました中で の精算による減額となりました。

戻りますが、251ページ、第3表繰越明許費でございます。山谷地内の団地内の水道管布設に係ります工事請負費を繰り越しさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 今ほどの課長の説明で黒字分という言葉が出てきました。黒字分を運営準備基金に積み立てるのだというふうな言葉が出てきました。運営準備基金は、現在どれぐらい積み込まれていますか。
- 〇議長(中野勝正) 建設課長。
- 〇建設課長(玉沖 馨) 失礼しました。現在2億6,337万3,000円ございます。
- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 各特別会計とも独立採算制ではできないわけでして、独立採算でやれば各会計ともすべて赤字になります。町債あるいは町からの繰入金、今回もことしは幾らでしたか。2,600万 ぐらいだと思いましたけれど、2,600万の繰り入れをして、要するに町から一般会計から持ってきて、そしていろいろ事業やって、その残金がこれだけ出たのです。自分で、要するに一般的な黒字というのは、自分で自分の収入と自分の歳出を足して引いて出たのが黒字なのですよね。確かに黒字ですと言われれば黒字なのですけれども、ただ一般会計から2,600万円の繰り入れがある。あるいは先ほどの介護保険にしてもそう。あるいは国民健康保険にしてもそう。やはり繰り入れがあるということで、できるだけ今回もそうですが、基金に積み立てて、いざ今度管路変更、いろいろ管のときには莫大な金がかかります。ですから、積み込むことはいいのですが、ぜひ節約をしてください。今のような黒字ですというふうな感覚はできればやめたほうが私はいいと思います。残金が

出ましたという形です。決してもうかったわけではない。決して利益が出たわけではないということをくぎを刺しておきます。

以上です。

○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) これで質疑終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第6号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第7号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 〇議長(中野勝正) 日程第13、議案第7号 平成23年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えての予算整理が主なものでありました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額20万円を減額をし、予算総額を2,080万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 補足は特にございません。 よろしくお願いいたします。
- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第7号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第8号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 〇議長(中野勝正) 日程第14、議案第8号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。 このたびの補正予算は、山谷地内の住宅団地造成にあわせて下水道本管を布設する工事費を追加 したほか、年度末を迎え、各費目の予算整理をいたしました。 これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額500万円を追加し、予算総額を1億7,860万円とする ものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- 〇建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

歳出の272ページをお願いいたします。山谷地内の住宅団地造成にあわせまして農業集落の下水 道管130メーターを新たに埋設いたしますことから、2項集落排水施設費、1目松本地区を新たに 設け、実施設計に係ります委託料、それと工事に係ります管路工事費を計上いたしました。

戻りまして、267ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございますが、今ほどの下水道 管埋設に係ります委託料、それから工事請負費合わせました全額を繰り越しさせていただきたいも のでございます。

以上でございます。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第8号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第2号)に ついて

〇議長(中野勝正) 日程第15、議案第9号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして、各費目の予算整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額330万円を減額し、予算総額を2億1,670万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。

〇建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

歳出の280ページでございます。 1 款総務費、27節の消費税につきましては、今年度750万円を納付する見込みとなりましたので、残ります予算を減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- ○議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第9号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### 「起立全員〕

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)について

〇議長(中野勝正) 日程第16、議案第10号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山谷地内の住宅団地造成事業にかかわる測量業務関係が終了したことから予算整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額235万3,000円を減額し、予算総額を4,710万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- 〇建設課長(玉沖 馨) 町長の説明のとおりでございますけれども、285ページ、第2表、繰越明 許費でございますけれども、造成工事関係の年度内完了が困難でございますので、その全額を繰り 越しさせていただきたいものでございます。

お願いいたします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第10号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

〇議長(中野勝正) 日程第17、議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題 とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

本計画につきましては、改正過疎法により現在22年度から27年度までの6年間の過疎計画となっております。

今回平成24年度予算におきまして、ハード事業分としてJA、地元農業生産組織への機械・設備の導入支援を行うに当たり、財源対応として新たに過疎債事業とするため、計画書の本文、事業計画に追加変更をお願いするものであります。

また、ソフト事業分といたしまして、同様にストリートジャズ開催補助につきまして事業計画に 追加するものでありまして、県との協議は終了しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) それでは、補足させていただきます。

24年度の一般会計当初予算、議案第26号でお願いしております、その農業費におきまして、実は 越後さんとう農協のライスセンターのライン整備、また吉川、神条地区のそれぞれの生産組合の農 業用機械施設整備、この財源を過疎債を当てるというふうなことで、過疎計画に今回追加するとい うふうなものでございます。2月29日に県との事前協議は終了してございます。

また、同じく観光費におきまして、昨年ストリートジャズの開催補助を途中の補正予算で計上いたしました。きずな、潮風ドリー夢カーニバル同様に、24年度は過疎債のソフト事業というふうなことで考えておりまして、今回やはり同じく計画に追加するというふうなことでございます。

別表の事業計画の正誤表、この事業主体の欄につきまして、今回ライスセンター機械器具の整備、またドリー夢カーニバル関係、これ事業主体「町」と入っております。この辺の考え方なのですけど、これ起債を起こすのが町でございまして、資金の流れから考えますと、これやはり町というふうなのが正しいというふうなことで、今後このような形でというふうなことで、事業主体は町、実施主体というふうな形でそれぞれの実行委員会なり団体の方々が出てくるというふうな形になるというふうなことでございます。

それで、既に計画に搭載されているドリー夢カーニバルやきずな、これは事業主体がそれぞれの 団体に現在なっております。これ県との協議の中で軽微な変更で済むというふうなことで、現在事 業主体自体を、これまた町に変更するというようなことで、県と今協議をしているというふうなこ とでございます。ということで、全体で整合性を今後この補助金の関係についての過疎債の充当に ついては出雲崎町が事業主体になるというふうな形で、計画上整合性をとっていくというふうなこ とでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 4番、諸橋議員。
- ○4番(諸橋和史) 直接的には今のライスセンターの件とか、そういうものは全く関係ないのですけれども、過疎地域自立促進計画ということで載っております。その場所の例えばの話、基盤整備中山間地域総合整備事業等という、より農業生産基盤を農村生活環境に一般的に整備するという、積極的にというような事柄あります。この過疎法律によりまして、要するに担い手育成なり、21世紀型農業の基盤整備というものができないのかできるのか、ここに一文あるために、そういうここの町行政が右にも左にもかじとれなくて、中山間地域総合整備事業ということだけで農業の基盤整備を進めているのか、その点だけちょっとお聞きしたいです。
- 〇議長(中野勝正) 産業観光課長。
- 〇産業観光課長(田口 誠) ただいまの件ですが、事業によりましてはいろいろ今言われました21世 紀型等ありますが、出雲崎におきましては大圃場ということ、1町歩田んぼ、圃場をつくるという ことはちょっと考えられないような状況もございます。そういう中で、中山間地総合整備事業を主体とした中で、ほかの農業環境整備事業という事業もございます。そういった中には中山間地総合整備事業に基準としてあわないものもある中で、そういったものも組み合わせた中で事業としては やっていくつもりでおります。

以上です。

- 〇議長(中野勝正) 4番、諸橋議員。
- ○4番(諸橋和史) 難しく質問するつもりはございません。ただ、中山間地基盤整備事業が前年度 対比で昨年が90%の減とかいうような総事業費になっております。そういうのも勘案しながら、こ

の町の行政が動くという一つの形をとると、この中山間地基盤整備事業だけでものが進まないのではないかと、こういうふうに懸念しますので、総体的にものを考えて、担い手育成、21世紀型とか、いろいろなものがございますので、ひとつ検討を願って、この中山間地整備の1条だけではなくて、一つの方向性として考えてもらいたいと、こう思いますので、ひとつよろしくお願いします。

- ○議長(中野勝正) 諸橋議員、答弁はいいですか。
- ○4番(諸橋和史) いいです。
- ○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) これで質疑終わります。

議案第11号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第12号 議会の議決すべき事件に関する条例制定について

〇議長(中野勝正) 日程第18、議案第12号 議会の議決すべき事件に関する条例制定についてを議 題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

昨年の自治法の改正により、今まで市町村の行政運営の根本となる基本構想につきまして、議会の議決を経て定めることになっておりましたが、このたびの改正により、その条項が削除されております。

国では地方分権改革の推進に当たり、地方自らの判断でということで自治法での義務づけを廃止いたしましたが、この総合計画の基本構想につきましては、本町最上位の計画であります。これらにつきましては、独自に条例を制定し、議会の議決を得ることが必要と考えております。

また、定住自立圏形成協定関係につきましても、現在単独条例で議会議決を必要としておりますが、今回の新条例に組み入れることといたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) 補足させていただきますと、町長の説明のとおり、総合計画の基本構想に つきましては本町最上位の計画でございます。

また、今ほどの町長の提案のとおり、過疎法に定める過疎計画、これにつきましては改正過疎法 により議会の議決がもう必要というふうに明記されております。したがいまして、最上位のものが 議会議決がないままに、過疎だけが議会議決というふうなことになりますと、整合性がとれないと いうふうなことであります。ということで、今回自治法から外れましたが、これはあくまで地方が それぞれ自主性持ってというふうな意味合いが入っておりますので、今までどおり議会の議決をお 願いするというふうなことでお願いしたいと思います。

また、あわせて同様な形で定住自立圏の協定につきましても、これ新条例制定して、議会の議決を得て協定変更等、廃止等が決まっておりますが、同じ類似の中に組み込ませていただきまして、この条例一本の中で今後対応させていただくというふうなことで、附則で廃止させていただくというようなことでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第13号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例制定について

議案第14号 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定に ついて

議案第15号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について いて

議案第16号 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部 を改正する条例制定について

議案第17号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

〇議長(中野勝正) 日程第19、議案第13号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第20、議案第14号 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第21、議案第15号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、日程第22、議案第16号 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第23、議案第17号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第13号から17号につきまして関連がありますので、 一括ご説明を申し上げます。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が昨年公布され、順次施行されることによりまして、このたび町関連条例を一部改正するものが主なものであります。

まず、議案第13号、14号につきましては、社会教育法及び図書館法が一部改正されたことに伴いまして、本町公民館運営審議会委員及び図書館協議会委員の委嘱や任命基準がその条文から削除され、各条例においてその基準を定めることになり、一部改正を行うものであります。

次に、議案第15号につきましては、同じく水道法の一部改正により、水道法及び政令で定められておりました布設工事監督者、水道技術管理者にかかわる規定を本条例において定めることになったこと、またあわせて簡水事業の実施上、本条例内容と実務に整合性がとれなくなってきた部分などの一部改正を行うものであります。

次に、議案第16号につきましては、同じく土地改良法の一部改正により、本条例の引用、準用箇所の根拠条文が変更になり、これに伴う一部改正を行うものであります。

最後に、議案第17号につきましてご説明申し上げますと、このたびの公営住宅法の一部改正によりまして、今まで公営住宅に入居できる者の資格が国の政令で定められていたものを、本条例並びに規則で定めることになり、これに伴う一部改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(中野勝正) 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第13号及び議案第14号について。

[「ありません」の声あり]

- ○議長(中野勝正) 次に、議案第15号及び議案第17号について。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 議案第15号につきまして補足説明をさせていただきます。

資料の35ページの新旧対照表をご覧ください。水道事業を行う地方公共団体は、これまで水道法 及び水道法施行令の規定により、布設工事管理者、水道技術管理者を定め、水道事業を実施してお りましたが、法律の改正により、本条例に布設工事管理者の配置基準及び資格基準、それから水道 技術管理者の資格基準を定めることとなりましたので、条例の第39条の2から第39条の4において 新たに規定をいたしました。これによりまして、まず目次の7章にこれを加え、これまでの7章、 第8章を第8章、第9章といたしました。3条では、用語の定義を行い、以降の条において、この 定義に関係する部分の条文の整理を行いました。

今度37ページ、第10条、工事費の予納から第12条、工事費の未納の場合の措置につきましては、 町が水道使用者等にかわって給水装置工事を行うことがなくなりましたので、削除をいたしました。 それから、38ページ、第16条、17条、それから40ページの第29条につきましても実情に合わなく なっておりますので、削除をいたしました。 41ページ、33条の2でございますが、これまで条例に督促、延滞金の規定がありませんでしたので、新たに規定をいたしました。

43ページから46ページは、最初に説明をいたしました布設工事管理者等の規定でございます。資格の基準につきましては、水道法施行令で定められております従来のものと同様の内容となっております。

また、47ページ、第41条第2項には過料だけではなく、本来納めるべき金額を徴収できる規定を 追加をいたしました。

以上でございます。

続きまして、議案第17号につきまして補足説明をさせていただきます。

また、資料の49ページの新旧対照表をご覧ください。まず、町営住宅に入居ができる者の資格といたしまして、2人以上の親族であること、収入が定められた金額を超えていないこと、あるいは住宅に困窮していること、暴力団員でないことなどの基本的な事項が第1項にございます。この第2項では老人、身体障害者など入居の入居条件に配慮を必要とする者にどのような方々が該当するのかにつきまして、これまでは政令の第6条第1項に規定されておりましたものを町の規則において定めるものとするものでございます。

また、第4条に新たに加えました入居資格の制限につきましては、例えば町税ですとか、町に納めるべき水道料などの料金を常習的に滞納しているような者を対象として、制限を加えるという考え方のものでございます。

次の、44条の2第3項も同様でございます。

以上でございます。

○議長(中野勝正) 次に、議案第16号について。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

議案第13号及び議案第14号の議案2件は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第15号から議案第17号まで、議案3件は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第18号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

〇議長(中野勝正) 日程第24、議案第18号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを 議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、昨年12月2日に公布されました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築 を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律など、国に おける税制改正に伴い条例を一部改正するものであります。

改正の内容といたしましては、たばこ税の税率改正や個人町民税の課税の見直しなどあり、いずれも法令の改正に伴うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 町民課長。
- 〇町民課長(池田則男) それでは、若干補足をいたします。

資料の29ページ、税条例の一部改正の概要をご覧ください。まず、1の趣旨につきましては町長の説明のとおりでありますし、改正の主な根拠法令については(2)の記載のとおりでございます。

2の改正の内容ですけれども、1点目がたばこ税の税率の改正であります。これにつきましては、 都道府県のたばこ税の一部を市町村たばこ税に税源を移譲する改正ということで、引き上げ額につ いては記載のとおりでありまして、平成25年の4月からの施行となります。

2点目は、退職所得に係る個人町民税の10%税額控除が廃止されるということで、これについて は平成25年の1月からの施行と。

3点目は、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の見直しということで、これについては公布の 日からの施行ということになっております。

以上が改正の概要でありますけれども、これら改正の部分につきましては資料の50ページからの 新旧対照表をご覧いただきたいと思いますし、改正条文については議案のとおりでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第18号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

〇議長(中野勝正) 日程第25、議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年度を計画期間として、また市町村介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき設定することになっております。

このたび第5期出雲崎町介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの保険料を 定めましたので、条例の一部改正を行いたいというものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

資料の30ページをお願いいたします。第5期における第1号被保険者の介護保険料でございます。この第4段階が基準額となっておりまして、保険料の年額が6万9,100円となっております。この第4段階基準額のところには下の図でございますが、41.3%の1号被保険者の方が属するものと予測されております。その他ご覧のとおりてございます。

なお、条例の新旧対照表につきましては53ページとなっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第19号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい

T

〇議長(中野勝正) 日程第26、議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国が道路法施行令の一部を昨年4月に改正したことを受けて、本条例の 関係部分を改正し、占用料の額を減額するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

資料の54ページの新旧対照表をご覧ください。2条、3条に係る改正は国の道路法施行令の条ずれに伴うものでございます。次のページ以降の別表につきましては、占用料の額をそれぞれ減額するものでございます。この道路占用料につきましては、道路法39条第2項の規定に基づき、各道路管理者が条例によりその額を定めるものとされておりますが、全国的に共通する占用物件につきましては国の定める額を参酌して定めております。この引き下げによる影響でございますが、平成24年度当初予算に道路占用料150万1,000円を見込んでおりますけれども、この額は23年度当初予算に比べまして85.3%となりまして、25万8,000円の減額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第20号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第21号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定につ

いて

〇議長(中野勝正) 日程第27、議案第21号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、平成15年度に川西地内に建設いたしました中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅の管理 等を定めたものでございます。

このたびの一部改正は、この住宅の家賃を見直すものでございまして、新築から8年が経過して おります。また、長引く不況でだれもが生活が大変な状況でありますことから、これまでの月額6 万円であった家賃を5万円に減額するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について

〇議長(中野勝正) 日程第28、議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

長岡市、小千谷市、見附市と本町との間において締結した公共施設の相互利用に関する協定につきましては、長岡地域広域行政組合からの相互利用協定を経て、その後長岡地域定住自立圏の協定項目として引き継がれ、平成22年3月26日に関係4市町で締結されております。

このたびの変更におきまして、長岡市中之島体育館を相互利用施設として協定に加えるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) 補足させていただきますと、最初これは広域圏の行政組合当時相互利用施設となっておりましたが、中之島体育館につきましては老朽化のため、定住自立圏では除いておりました。このたび改修工事が完了したというふうなことで、再度相互利用施設というふうな形で組み入れるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号は、総務文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時59分)

〇議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎議案第23号 指定管理者の指定について

〇議長(中野勝正) 日程第29、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題とします。 地方自治法第117条の規定によって、中川正弘議員及び田中元議員の退場を求めます。

[5番 中川正弘議員退場]

[8番 田中 元議員退場]

○議長(中野勝正) 提出者の説明を求めます。町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里につきましては、複合施設となっております。そのうち保健福祉センターは、出雲崎町社会福祉協議会を指定管理者として指定しているところでありますが、本年度をもちましてその3年間の指定期間が満了いたします。当施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間は保健福祉関係の事業計画期間等を考慮し、3年間とするものであります。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号は、社会産業常任委員会に付託します。

〔5番 中川正弘議員着席〕

[8番 田中 元議員着席]

◎議案第24号 指定管理者の指定について

〇議長(中野勝正) 日程第30、議案第24号 指定管理者の指定についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明申し上げます。

今ほどの23号と同様に、出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里のうち、デイサービスセンターにつきましては、中越老人福祉協会を指定管理者としてしているところでありますが、本年度

をもちまして、その3年間の指定期間が満了いたします。当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間は保健福祉関係の事業計画期間等を考慮し、3年間とするものであります。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第25号 町道の路線認定について

〇議長(中野勝正) 日程第31、議案第25号 町道の路線認定についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

このたび認定いたしますウォーキングロード線は、現在海岸地域ではウォーキングロードの整備 を行っております井鼻から住吉町までの計画全体の区域を町道とし、今後の維持管理に対応するも のであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

資料の31ページに図面がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

認定いたします道路の延長は約1,800メーターになりますけれども、ご承知のとおりこの区間の中には駐車場になっているところですとか、ウォーキングロードの整備をする土地のない部分もございますので、こういった部分につきましては国道の歩道を重複する形で考えております。

以上でございます。

〇議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第25号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第26号 平成24年度出雲崎町一般会計予算について

議案第27号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 について

議案第32号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第33号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長(中野勝正) 日程第32、議案第26号 平成24年度出雲崎町一般会計予算について、日程第33、議案第27号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第34、議案第28号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第35、議案第29号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第36、議案第30号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第37、議案第31号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第38、議案第32号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第39、議案第33号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第40、議案第34号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成24年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成24年 度の施政方針について説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) 本日、ここに平成24年3月町議会定例会を迎え、新年度予算を初めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げるものであります。

このたび執行されました町長選挙におきまして、町民各位のご信任を賜り、引き続き7期目の町 政を担うことになりました。町民の皆さんからお寄せいただいた温かいご支援に心から感謝を申し 上げますとともに、改めて初心に立ち返り、ひたむきに、たゆむことなく、これからの町政に全力 を尽くし、町民の皆さんの付託にこたえてまいる所存であります。 過ぎし年は、東日本の大震災、新潟・福島豪雨など災害に始まり災害で暮れる年でありました。 中でも3月11日午後に発生しました多くのとうとい人命を奪った東日本大震災は大きなつめ跡を被 災地に残し、改めて自然の脅威に気づかされ、その衝撃は今も私たちの心に重くのしかかっており ます。

また、この地震を起因といたしまして、大切なふるさとを奪った福島第 1 原子力発電所の放射能 汚染事故により、今も避難をされている皆さんが一日も早く平穏な生活に戻られることを願うもの であります。

一方、この震災を契機に痛みをみんなで分かち合いながら、困っている人のために役立ちたいという寄り添う心が日本じゅうにあふれました。戦後の経済的豊かさの中で、いつしか人と人との支え合いという関係が希薄になってまいりましたが、この震災により人とのつながり、支え合いこそ人が生きていく上での強いよりどころであるということを改めて認識をいたしました。毎年12月に清水寺で発表されるその年の漢字が「絆」であったことでも、私だけでなく、全国の思いが顕著にあらわれているところであります。また、国におきましては、震災から10年間の時限立法によりまして発足しました復興庁により、被災地に寄り添いながら果敢に復興事業を実施するよう期待するところであります。

年を越え、雪による犠牲者の報道がなされておりますが、本町におきましても1月末から2月上旬までの大雪によりまして、2月9日には1日で60センチという降雪があり、11日には最大積雪深95センチを観測するなど、3年続きの大雪となり、生活道路確保のため除雪出動は29回となりました。

さて、国では昨年8月に民主党代表選挙を経まして、国民新党との連立による新内閣が発足し、 東日本大震災の被災地の復興を最重要課題として、現在までに第4次補正予算が成立しております が、環太平洋戦略的経済連携協定への参加問題、ギリシャ危機から端を発した円高問題など、経済 政策への対応も急務だと思われます。とりわけ、社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税につき ましては、社会保障の安定的な財源確保と財政健全化のために、段階的な引き上げを示しておりま すが、低所得者への負担の増大、景気回復の影響等を考えますときに、この行方をしっかり見据え ていかなければならないと考えております。

そのような中で平成24年度国家予算原案が、一般会計対前年比2.2%減の90兆3,339億円と示され、 年度内の成立を目指して議論が進められておりますが、国民生活に与える甚大な影響を考えますと、 予算だけでなく、関連法案の行方も緊張感を持って注視していかなければならないと思われます。

また、県の平成24年度予算案も25日発表されましたが、対前年度比9.8%増の1兆3,425億円となりまして、5年連続の増加となりました。円高・デフレと雇用対策を最優先に取り組むとともに、災害対策に力点を置き、県民生活・地域経済に密着した施策を展開するとし、2年目に入る「新成長プロジェクト」を推進し、地域経済の活性化を、新潟・長野県境地震や豪雨災害による復旧・復

興と原子力災害への対応に取り組むとして、現在県議会で審議をされておるところであります。

新年度予算の編成につきましては、景気の低迷による税収の落ち込みや新潟県中越地区廃棄物処理施設周辺環境整備事業交付金の約1億円が終了するという大変厳しい状況の中で、「コストの削減」と「集中と選択」という財政の効率的な運用によりまして、町民各位の安全、安心の確保を図るため、以下の3点を掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

最初に、災害に強い町づくりについてでございます。近年の災害の多発によりまして、引き続き 災害に強い町づくりを目指し、防災減災対策を推進をいたします。

町内各地に消火栓、防火水槽などの水利の確保・拡大を消防水利整備計画に基づき整備を図って おりますが、水利強化といたしまして、新たに大寺、小釜谷、田中に防火水槽を各1基設置すると ともに、老朽化した消防ポンプ自動車の入れかえを行いまして、消防団の機動力の向上を図ってま いります。

また、自主防災組織につきましては、集落・町内の皆さんのご協力を得ながら、組織率のさらなる向上を目指すとともに、防災訓練を通じて自助・共助の意識の醸成を図ってまいります。

次に、町民に寄り添う支援ということでございますが、老若男女だれもが健康で安心して生活するため、障害者、高齢者、子育て家庭への医療費、予防接種等の助成による経済的負担を引き続き 軽減または助成範囲を拡充しながら、慢性腎臓病等の生活習慣病への栄養指導を充実するため、新たに行政栄養士を配置し、専門的な指導を強化してまいります。

また、新たな事業といたしまして認知症の早期発見・予防に向けての講演会、教室等を開催をし、 健康で安心に生活できるように事業を展開してまいります。

次に、観光資源を活用した全国に向けた情報発信ということでございますが、本町のイベントの 開催につきましては、本町が誇る真夏のイベントとして定着し、音楽を通じて町民と観光客の一体 感を醸成する「汐風ドリー夢カーニバル」と本町の歴史・文化・芸術・食をテーマとして開催され ますところの「きずな」に加えまして、昨年に引き続き町内各所において展開をされます「いずも ざきストリートジャズ」など多彩なイベントを補助してまいります。

また、良寛堂が建立されてから90年を迎えるに当たりまして、良寛の心をしのび、良寛の魅力を 全国に発信するため、記念事業に対して補助をすると同時に、現在の良寛記念館を町に移管し、引 き続き良寛の魅力を発信してまいります。

平成24年度の主要施策の概要についてでございますが、最初に健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりでございます。障害をお持ちの方が地域で自立をして生活ができるように、ふれ愛サポートセンターいずもざきでの就労施設整備に伴う備品購入に対しても補助を行い、人工透析者への通院費、精神障害者の医療費助成、あるいは障害者手当の支給等を引き続き実施をし、障害者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

住民生活に光を注ぐ交付金を活用しまして、発達障害児とその家庭を支援するために、引き続き

家庭児童相談員を配置をいたします。

高齢者が在宅においても安心して生活ができるように、緊急通報体制の整備、寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給、福祉タクシー券の支給等の支援を行います。

さらに高齢者が健やかに自立した生活が送れるように、筋力向上トレーニング等の介護予防事業 の充実を図るとともに、新たに認知症予防対策事業を実施いたします。

放課後、家庭において保育ができない小学校低学年児童等のために、放課後児童保育事業を継続 しながら、児童の健全育成を図ってまいります。

保育料の軽減措置を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

小学校就学前の3歳から5歳までの子供たちの健全育成のために、子供育成支援金を交付してまいります。

子供の医療費につきましては、入院・通院費ともに引き続き中学校卒業まで助成をいたします。 また、子育て支援として乳児のおむつ等の支給を行います。

子供の予防接種につきましては、定期接種のほかに子宮頸がんやヒブ、肺炎球菌を任意接種として実施します。また、町独自で子供のインフルエンザ、おたふく、水痘などの予防接種に対しまして助成するほか、新たに妊婦のインフルエンザ予防接種に対し助成をしてまいります。

健康で生き生きとして生活を送ることは、だれもが願うことであります。町民の健康づくりを栄養、食生活面からさらに推進するために、新たに行政栄養士を配置します。

半日ミニドックの実施、無料クーポン券の活用などにより特定健診、がん検診等の充実強化を図ってまいります。

慢性腎臓病対策につきましては、栄養連携システム、病診連携システム等を構築し、総合的に実施します。

国民健康保険、介護保険料につきましては、保険、医療、福祉の連携を強化し、適正給付並びに 安定かつ健全な財政運営に努めてまいります。

安全で快適な美しい環境のまちづくりでございますが、国道整備につきましては、国道352号の 米田から海岸に通じる道路の現実的な手法による整備を要望してまいります。

県道寺泊西山線のバリアフリー歩道整備の促進につきましては、継続して県に働きかけてまいる ところでございます。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、2次改良を中心として、町内6路線におきまして 実施し、生活道路の確保と安全性の向上に努めてまいります。

簡易水道事業は、新しい水源井戸を確保できたことから、新年度は井戸ポンプ設備の新設や送水 管路布設などを開始し、安定した水量と水質の確保を進めてまいります。

豪雨時の排水不良による床下・床上浸水を解消するために、引き続き排水路整備を実施いたしま して、安心・安全な地域づくりを進めてまいります。 住宅リフォーム助成制度は、新年度も引き続き実施し、快適な住環境整備を支援いたしてまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を継続しながら、町民の皆さんの生命、財産の安全を図ってまいります。

また、冬期間の道路交通確保のため、除雪車等の増強を行います。

山谷地内の新たな住宅用地造成費として若者誘導型町営住宅建設費を平成23年度に予算議決をいただきましたが、工事を翌年度に繰り越して完成をさせまして、定住人口の増加を図ってまいります。

過去の災害を教訓として、防災意識の向上を図り、防災訓練を引き続き実施するとともに、東日本大震災を受けて、新たに町の津波緊急避難場所及び通路等を整備することにより、防災環境の強化を図ってまいります。

防災行政無線施設整備につきましては、デジタル化工事の2年目となりますが、親局あるいは屋 外局の整備を完成をさせまして、屋外における情報のきめ細やかな伝達網を整備をいたしてまいり ます。

法令により、設置が義務づけられております住宅用火災警報器につきまして、さらなる設置促進のため、65歳以上の高齢者世帯などを対象に引き続き助成を実施いたします。

活気・活力に満ちた産業のまちづくりを目指してでございますが、平成23年度は販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することによる、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指し、農業者個別所得補償が実施されましたが、平成24年度も引き続き同じ制度内容で実施されます。また、関連する新規施策として、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が開けない集落・地域が増えている中、農業の将来、特にどのような経営体が中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやってその中心となる経営体に農地を集めていくのか、青年就農者をどのように地域に定着させていくのかといった「人と農地の問題」の解決に向けて取り組まれる集落・地域に対して支援対策が進められます。

こうした中、政府は、環太平洋戦略的経済連携協定への交渉参加に向けての各国の協議に入ることになりましたが、今後ともこれらの動向においては注視してまいりたいと思います。

本町の平成24年産米の生産数量目標が発表され、対前年比2.1%増の1,727.96トンが示されました。去る2月8日に農家配分のための転作推進員・農家組合長・行政区長による3者合同会議により配分方針が決定をされましたので、今後もブランド化と環境に配慮した出雲崎産米の米づくりを積極的に推進をいたしていきたいと思います。

県営の中山間地域の総合整備事業として進められております六郎女地区の土地改良事業につきま しては、おかげさまで面整備工事が完了し、暗渠配水工事も今年の作付までには完了の予定であり ます。残る事業の促進と新規地区の採択に向けて国、県に対しまして強く働きかけてまいりたいと 思います。

本町の特産品として定着しております釜谷梅団地の経営安定支援のために、土壌改良等に引き続き助成をしてまいります。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者等の担い手育成と農地流動化に よるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力に推進をしてまいります。

農業生産体制の確立を図るため、今後も集落営農を推進し、農業生産法人等を育成しながら、農業機械・施設への導入等の支援を進め、生産組合の設立及び育成強化に努めてまいります。

平成19年度から実施してまいりました「農地・水・環境保全向上対策」は、平成24年度から2期目に入ります。引き続き地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の基礎的な日常の保全管理を行う取り組みの支援及び施設の長寿命化のため活動への支援を進め、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下を防止し、適切な保全管理の取り組みの下支えを進めてまいります。

平成21年度に新規採択をされました林道船橋鉾ノ入線につきましては、平成22年度から工事着工 し、24年度をもって事業完了の予定となっております。地域の実情に合ったきめ細やかな森林整備 を推進し、地域林業の振興並びに適切な森林整備に努めてまいります。

国は、平成23年度から漁業所得補償制度を導入しております。県内の中核漁業基地である出雲崎港の整備と資源管理型漁業・栽培漁業を積極的に進め、水産物の安定供給に努めてまいります。さらに、先進的に取り組んでおります漁獲共済に対する補助等も継続実施いたします。

活用検討委員会で行っておりますJA跡地を有効活用し、にぎわいを取り戻すための提案の審議 も最終の取りまとめ段階に入っております。

町では、示された提案の内容を検討し、町民の皆さんからご意見をいただきながら、実施に向けた計画や財源の確保などの準備を行う年となります。駅前がかつてのにぎわいを取り戻すような整備を着実に進めてまいります。

引き続き商工業経営者の資金調達に便宜を図り、県信用保証協会に対する保証料の一部を補給をいたします。

産業観光まちづくりを推進するに当たりまして、商工会へ運営費等の補助及び町観光協会への活動事業の補助を行いながら、地域資源を生かした着地型観光の商品開発による通過型観光から滞在型観光を目指し、誘客による地域の活性化を図ってまいります。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つために、引き続き県とタイアップしながら海岸清掃、良好な海岸環境の保全等にも努めてまいります。

観光の拠点である天領の里の運営につきましては、指定管理者との連携を図りながら、施設の老 朽化等に伴う各種改修を行い、訪れた観光客の皆さんへの安全なサービス提供に努めてまいります。

公益法人制度改革に伴いまして、良寛記念館を財団法人から町へ移管をし、良寛遺墨等財産の保

全並びに記念館の持続発展に努めながら、町の象徴である良寛記念館のリニューアルオープンに向けた準備等も進めてまいります。

夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくりでございますが、公教育における学校運営の基本は、知・徳・体の調和のとれた人格形成にあります。小学校に引き続き、新年度から中学校の新学習指導要領の完全実施に伴いまして、教育委員会に管理指導主事を新たに設置し、重要な小中教育課程の編成を効果的、専門的に指導するため、中心的役割を担ってもらいながら、さらなる学力向上、学習指導の改善、小中連携を重視をしながら教育を行ってまいります。

小中学生を対象にした教育講演会を引き続き開催し、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、 保育園児・小中学生に対する外国人指導者等の活用を行いながら、英語教育の充実を図ります。

小学校の通学バス運行につきましては、安全な通学を確保するとともに、老朽化した町有バスの 入れかえを行いながら、委託バスと併用しながら実施するほか、学校の総合学習や部活動、クラブ 活動等にも有効活用を図ってまいります。

教育環境の維持のために、老朽化した小学校校舎棟の屋上防水の改修工事も実施をいたします。 小中学生や一般の皆様を対象とした文化芸術体験事業として、鼓童の公演を鑑賞する機会を提供 いたします。

平成23年度から地域に眠っている宝物を掘り起こす「出雲崎宝もの新発見事業」を引き続き行い、 現在町内各地から90点にも及ぶ宝物の届け出がありました。新年度は、引き続き届け出受け付けの ほか、宝物の検証や保存活用方法の検討を行いながら、新たな観光資源に結びつけてまいります。

町民と協働で築くまちづくりでございますが、下校時の子供に関連した事件等に対応するため、 引き続き不審者情報の共有と防災行政無線の活用を図りながら、大切な子供たちを地域全体で守っ てまいります。

地域づくり活動を進める団体に対しましても、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

今後も定員適正化計画に基づき、行政の効率化を図り、町民の立場になり、寄り添うような行政 サービスが実施できるよう努めてまいります。

以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、政治・ 経済の情勢が不透明ではありますが、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程をいた します。

一般会計では、32億8,400万円、前年比4.6%減を計上いたしました。特別会計では、国民健康保 険事業5億8,900万円、前年度比10.1%増、介護保険事業7億650万円、前年度比10.9%増、後期高 齢者医療6,020万円、前年度比3.8%減、簡易水道事業2億870万円、前年度比32.5%増、特定地域 生活排水処理事業2,020万円、前年度比3.8%減、農業集落排水事業1億5,900万円、前年度比8% 減、下水道事業2億2,400万円、前年度比3.2%増、住宅用地造成事業360万円、前年度比18.2%減、 以上特別会計の合計では、前年度比で9.1%増の19億7,120万円を計上いたしました。一般会計と特別会計との合計では、対前年度比0.1%増の52億5,520万円となっております。

最後となりますが、町政を取り巻く社会経済状況は刻々と変化しており、外的要因も含めて引き 続き予断を許さない状況が続いております。大変厳しい財政状況の中で本町の知名度を高め、内に あっては多くの皆さんにそっと寄り添い、町民各位の願いや痛みを自らのものとして、血の通った 行政を進めるために、リーダーシップを発揮しながら、渾身の力で町政を運営を進めてまいります ので、議会並びに町民各位の皆様のご協力をお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

〇議長(中野勝正) これにより議案第26号から議案第34号まで議案9件の提出者の説明を終わります。

次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第26号について。

総務課長。

〇総務課長(山田正志) それでは、議案第26号一般会計予算からお願いいたします。

今ほどの町長の施政方針のとおりでございますが、議会資料といたしまして用意いたしました当 初予算案の概要、これにおきましては基本的な考え方、規模、前年度比較、推移、分類、指標、主 な事業など、概要をお示ししてございます。参考にあわせてご覧をお願いしたいと思います。

それでは、補足といたしまして歳出、事項別明細書35ページからお願いいたします。35ページ、 歳出、1款の議会費からでありますが、議会費につきましては議員共済会負担金が昨年より減となっているというふうなことで、その他説明は省略させていただきます。

続いて、37ページお願いいたします。総務費、総務管理費でございます。中ほどより下、褒賞式 関係が今回載せてございます。平成19年から5年目ごとにというふうなことで、平成19年は50周年 で行っておりますが、5年経過いたしまして、24年6月20日に褒賞式を予定したいというふうなこ とでございます。

以下、総務費、一般管理費関係は大きな増減ございませんので、続いて39ページお願いいたします。文書広報費の中の下段でございます。委託料の中で行政文書等配達業務委託料、これ新規で載せてございます。これ米田にあります障害者の施設、サポートセンターの方々に4月以降、月2回の文書配達を今度お願いしたいと、職員さんと一緒になって配達をしていただけるというふうなことで、24年からお願いしたいというふうな部分で、それに係る委託料の部分を今回計上させていただいたというふうなことでございます。

続いて、ページ41ページをお願いいたします。一番下の段、工事請負費でございます。これ役場 庁舎の地下タンク、灯油タンクでございますが、消防法の改正によりまして、これ25年の1月まで 地下タンク内部をFRPコーティングしなければいけないというふうなことでございますので、工 事費を計上させていただきました。 続いて、大きな変わったところ、46ページまでお願いいたします。賦課徴収費でございます。昨年より比較欄で落ちてございます。実は23年は固定資産税の評価替えの準備の年でございました。 23年度は。ということで、24年度は評価替えになりますので、その分の委託料関係が減になって減ったというふうなことでございます。

続いて、48ページをお願いいたします。中ほどで住民基本台帳システム改修委託料、また計上でございます。これは、ことしこの7月9日から外国人も住基登録というふうなことになります。その電算改修でございますが、これにつきましては23年度の改修、あと24年度での改修と2カ年の改修が必要になってくるというふうな部分で、24年度分を今回載せているというふうなことでございます。

続いて、次のページ、49ページ下段の選挙費関係でございますが、新潟海区の選挙、それと新潟 県知事の選挙というふうなことで、海区につきましては7月の予定、県知事につきましては10月の 予定というふうなことでございます。

続いて、途中省略させていただきまして、54ページをお願いいたします。54ページの一番下の部分でございます。これ障害者福祉費の部分でございますが、町障害者就労施設備品購入費補助金というふうなことで、これ2年目になります。先ほどのサポートセンターでのトイレットペーパーの作業の中で24年度は巻き取り器をというふうなことで、その補助でございます。

続いて、次のページでございます。国民健康保険事務費の部分でございます。先ほどの補正予算でもお願いいたしましたが、これは24年度当初におきまして国保基盤の財政安定のためというふうなことで、やはりここでも規準外繰り出し1,000万円を含んだ繰出金になっております。したがいまして、年度を分けまして4,000万円というふうな部分での繰り出しというふうなことになります。

途中、あと省略させていただきまして58ページをお願いいたします。介護保険関係でございます。 これも第5期に24年から入るというふうなことで、給付費の伸びを想定してございますので、23に 比較して900万ぐらい繰出金が増えてきてるというふうな部分でございます。

続いて、保健福祉事業費、これは新規事業といたしまして認知症の予防対策の計上が報償費関係で入ってきております。早期の発見というふうなことで、ソフト部分での充実というふうなことで ございます。

続いて、60ページをお願いいたします。中ほど賃金でございます。家庭児童相談員賃金というふうなことで、これは2年目を迎えておりますが、引き続き実施というふうなことでございます。

それと61ページ、扶助費の部分の子ども手当でございます。昨年より落ちておりますが、当初予算の編成時で大分昨年度段階も金額が動いたり、対象者が動いたりというふうなことでございます。 名前自体は、現行の今法律の中での子ども手当に載せてございますが、今後のまた編成によりまして1年間の中で名称が変わるというふうな形も出てくるかなと思いますが、とりあえず現行の制度の名前で統一してございます。 続いて、62ページをお願いいたします。これは、衛生費の一番下賃金でございます。表示的には 臨時職員賃金にしてございますが、これは実は新規の事業でありまして、行政栄養士の採用という ふうなことで、管理栄養士を1名4月から採用というふうなことで、この部分に入ってございます。

続いて、64ページをお願いいたします。中ほどで扶助費のところで町不妊治療助成、これ23年度、 年度途中で制度化したものでございます。恒久事業として実施というふうなものでございます。

65ページの中ほど、これCKD対策というふうなことで、継続で組まれてございます。

続いて、途中省略させてもらいまして、73ページ、6款の農林水産業費をお願いいたします。これ農業振興費の中の補助金のところでございます。これ過疎の計画の変更のところでご説明させていただきましたが、吉川、神条とライスセンターのライン増強というふうな部分で今回補助金を計上してございます。吉川につきましては、これは純粋な町単独事業となりますが、財源は過疎を充てるというふうなことで、70%の補助でございます。神条地区につきましては、これは県単事業で3分の1入ります。残りの補助残につきまして町単独の助成が40%、これに過疎債が当たるというふうな部分でございます。

それとライスセンター関係は、これはJAさんが事業主体でございますが、町単独で15%、これに過疎債を充てるというふうなものでございます。これそれぞれ議会資料でまたライスセンター関係議会資料載せてございますので、またご覧をいただきたいと思います。

次に、74ページ、次のページをお願いいたします。中ほどの畜産業費でございます。出雲崎酪農組合の重油貯蔵タンクの新設事業補助金でございます。これ役場庁舎の地下タンクのFRPコーティングと同じ形のものでございます。消防法の改正によりまして酪農組合さんがタンクを地上式タンクとして新設というふうな部分で、これ町単独事業でございます。これちょっと直接工場の生産部門と結びつかないというふうなことで、過疎債が対象にならないということでございます。これにつきましては、町単独で50%の補助というふうなことでございます。

続きまして、次のページ、75ページの下段お願いいたします。中山間地域総合整備事業負担金六郎女地区でございます。これにつきましては、24年度の全体事業費で5,500万円というふうな事業見込みの中で負担金が15%、負担金がここに計上してございます。

続いて、次のページ、76ページをお願いいたします。下のほうの工事請負関係、これ八手センターの屋上の防水、これ3年継続でやっていまして、ことしは2年目というふうなことでございます。あと、西越センターはサッシ回り、シーリングの改修、これちょっと指摘を受けた部分でございます。公有財産の購入でエアコン、これは西越センターの研修室を予定しているというふうなことでございます。

続いて、79ページをお願いいたします。林道関係でございます。県単林道、これはことしから当初予算に載せさせていただきました。100分の45が県単補助になりますが、今回は吉川滝谷線と三島林道1号線の舗装工事を県単林道として事業費を載せてございます。それと林道鉾ノ入線は、こ

れ国庫補助事業になりますが、24年度が一応最終年次というふうなことでございます。これいずれ も県単関係は過疎債を充当してございます。

続いて、80ページをお願いいたします。中ほどの水産業費、水産業振興費中ほどの町漁村センター空調設備改修事業補助金というふうなことで、これにつきましては漁村センター、新潟漁協さんへの補助でございますが、エアコンを個別の部屋ごとに効率よく設置するというふうな部分でございます。これ50%補助というふうなことで、町単独事業でございます。

続いて、8款商工費、84ページまで飛ばさしていただきます。84ページの負担金関係でございます。下の部分で、きずな汐風ドリー夢カーニバル載せてございます。これ中越大震災の復興基金事業で、継続2年目でございます。

それと次のページ、85ページ、これ過疎で申し上げましたとおり、出雲崎ストリートジャズ開催 費助成金というふうなことで、実際昨年の場合の補正もそうだったのですが、一応出演者について は100%、そのほかの経費は2分の1助成というふうなことで、助成の補助率を予定してございま す。

それと85ページ、天領の里管理費につきましては、工事請負費関係、これは天領の運営事業基金での基金事業というふうなことで予定しておりますが、年々年数たってきて、大分傷みが出てきている部分ありますので、基金でまとめてちょっと細かいところを24年度は改修したいというふうなものでございますし、備品関係も入れかえたいというふうなことで予算計上をしてございます。

続いて、89ページ、9款土木費をお願いいたします。道路維持費関係で、89ページの上から3段目、除雪機械でございます。11トン級の汎用プラウのドーザを1台というふうなことで、今6台でございますので、プラス1台、7台体制で24年度は対応したいというふうなことで、これ過疎債事業でございます。

続いて、道路新設改良費につきましては、途中の中ほどの仏長線につきましては、これ町単独事業というふうなことになりますが、そのほかの部分につきましては、これ社会資本整備交付金と過疎債事業を組み合わせた道路事業でございます。ほとんどが継続事業というふうなことでございます。関係する委託、また公有財産、補償関係が計上してございます。

続いて、90ページでございます。川西地区の排水路、中ほどの排水路費の工事請負費で川西地区、 川西水路整備工事、これは川西地区のバリアフリー工事とあわせまして排水路の整備というふうな ものでございます。

続きまして、92ページまで飛ばさしていただきます。92ページ、住宅費をお願いいたします。中 ほどの住宅管理費委託料でございます。町営住宅長寿命化計画策定業務委託料でございます。これ につきましては、現在の公営住宅につきまして現在の実質の状況、またそれにより今後の方向性に ついて計画を立てるというふうなことで、交付金事業で対応にしてございます。あと、工事請負関 係で、町営住宅トイレ改修工事というふうなことで、現在公営住宅となっておるものは52戸になっ てございます。すべてでございますが、今回小木4棟、米田8棟の12戸分を洋式トイレに改修というふうなことで、52戸がすべて洋式になるというふうなものでございます。あと、街並関係の工事請負関係、街なみ環境整備工事につきましては、これは24年度が最終の予定でしたが、27まで延長になるというふうなことでございます。背後地関係につきましては、これは21年度から実施いたしましたが、24年度で最終で、石井町の裏から住吉町の裏で工事を予定しまして、それで完了というふうなことになります。

それと93ページ中ほどの住宅復興費のところでございますが、住宅リフォーム助成金、これ2年 目を迎えておりますが、継続というふうなものでございます。

続きまして、94ページ、消防費関係でございます。実は消防費の委託料が増えてきております。というのは、当時出雲崎分遣所、高柳分遣所を設置したとき採用された方々がここ3年で皆さん退職になるというふうなことで、この退職金をそれぞれ応分に関係市町村が負担するというふうなことになります。したがいまして、24はお二人というふうに聞いておりますが、25年度多くて15人と、26年が6人というふうなことで聞いております。したがいまして、その部分が今後消防関係で出てくるというようなことで、今からわかっている数字でございます。したがいまして、今後消防費がまたちょっと増えてくるというふうな心配があるというふうなことでございます。

続いて、95ページの一番下でございます。工事請負関係、先ほどの施政方針の中ございましたが、防火水槽の整備ということで、大寺、田中、小釜谷をというふうなことと、井鼻の消防センターのかわらがちょっと不安定な状態でございますので、これ屋根のふきかえというふうなことで予定してございます。ポンプ自動車につきましては、これ20年を迎えるものを計画的に更新してございます。2の3の藤巻と4の1の稲川に置いてある消防ポンプ自動車を軽積載を入れかえるというふうなものでございます。

続いて、96ページは飛ばしまして、97ページお願いいたします。中ほど工事関係でございます。 防災行政無線の施設整備工事というふうなこと、2年目に入りますが、2年目は主に親局と屋外局 の14局をこれ整備するということで、屋外局の整備が中心になります。それと津波緊急避難場所整 備工事、これにつきましては3カ年計画でというふうなことで、国の起債事業を使いまして、該当 するものを整備していこうというふうなことでございます。主に避難路の看板を中心に緊急的、ま た早急に必要ある部分を主体に1年目は整備したいというふうに考えております。

続いて、98ページでございます。火災報知器関係でございます。事業は継続いたします。これは、2月の全協でお知らせいたしましたが、全体の火災報知器のまだ設置率が本町の場合全部、一部含めまして72%にとどまっているというふうなことで、引き続き制度を残しましてPRしていきたいというふうなものでございます。

続きまして、教育費関係は100ページからお願いいたします。これにつきましては、管理指導主事の配置というふうなことで、新規でございます。管理指導主事の配置ということで、人件費関係

が計上してございます。

以下省略、104ページをお願いいたします。小学校関係の工事関係でございます。教室棟の出入り口の扉が重いというのと動きが悪いというふうなことで、小学校の4階の5、6年生の教室をまず、これは電源の交付金で改修工事をというふうなことと、校舎棟の屋上の防水工事ということで、ちょっと雨漏り対応というふうなことで、これも電源の交付金対応の事業というふうなことでございます。

107ページをお願いいたします。備品購入、マイクロバスの購入でございます。現在のものは平成12年に寄附を受けて購入したものでございますが、15万キロ以上走っておりまして、丸12年というふうなことで、ちょっと小型になりますが、マイクロバスを24年度購入というようなことで、スクールバスの購入でございます。

続いて、109ページをお願いいたします。工事関係では中学校の放送設備の改修というふうなことで、これ49年の建設当時のものからの放送設備というふうなことで今回改修でございます。

113ページをお願いいたします。これ社会教育費の中で宝もの発見事業でございます。先ほども施政方針ございましたとおり、過疎債の事業として2年目というふうな部分で予算が入ってございます。

続いて、114ページでございます。文化芸術体験事業実施委託料というふうなことで60万円載せてございますが、これ昨年に引き続きすぐれた文化、芸術に触れるというふうなことで、ことしは今鼓童を呼びたいというふうなことで予定をしているというふうな部分でございます。それと公民館費につきましては以上でございます。

続いて、では119ページをお願いをいたします。119ページ、これ良寛記念館の施設の整備準備費でございます。これも2月の全協で事前にお話しさせていただきましたが、25年1月1日に出雲崎町が移管を受けるというふうなことで、それに伴う準備経費というふうなことで、当初から若干の人件費関係、あと消耗品関係を計上させていただいたというふうなことで、途中また動き始めた段階で補正予算等でまたお願いするケースになっておりますし、また実際の運営になりますと一般会計の中での新しい目をつくっての事業開始というふうなことになりますので、途中での補正よろしくお願いしたいと思います。

次に、121ページをお願いいたします。これ11款公債費でございます。実は23に比べて24年度は6,000万ぐらい公債費の元金が増えてございます。内容的につきましては過疎でございます。122ページの過疎の部分でございます。実は19年の地震がありまして、19、20と予定していた事業を繰り越して行いまして、21に2年分の借り入れを起こしたというふうなことで、実は徐々に増えていくはずだったのですが、繰り越しでやったもので、集中して21年度に借り入れを起こしたもので、それが返済時期、元金の償還が24年に始まりますので、本当は1年ずつ、3,000万ずつ、3,000万ずつ増えるはずだったのですが、それが一気に24は6,000万増えているというふうな状況でご了承いた

だきたいと思います。以上で歳出説明終わらせていただきます。

続いて、戻っていただいて11ページお願いいたします。11ページからは歳入でございます。税関係は、特に個人町民税につきましては年少扶養控除、これ廃止分に伴う個人所得割の増というふうなことで今回増えているというふうなことでございます。固定資産税につきましては、これ評価替えの年というふうなことで、特に家屋、償却資産が減になるというふうなことでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。たばこ税関係で、先ほども申し上げましたが、23年度は 値上げに伴う影響がそれほどなく、落ち込みが少なかったということで、24年度につきましてはあ る程度当初予算で上げてあります。

以下、大きく変動のないところは省かせていただきまして、16ページお願いいたします。地方交付税についてでございます。22年度の国税調査によりまして人口減、この影響が年々段階的に出てきております。普通分で昨年に比べて1,000万円落としてございます。ということで、ただ一応算定の上では留保を1億円見込んでというふうなことで、比較では1,000万円24年度は落としているというふうな状況でございます。

続いて、25ページをお願いいたします。歳出で申し上げましたが、ことしは、24は2つの選挙というふうなことで、海区と県知事選挙をそれぞれ歳入で見込んでおります。

続いて、28ページお願いいたします。繰入金についてでございます。財政調整基金の繰り入れ、24年度は2億8,000万円予定しております。23年度は2億5,000万円でございましたので、さらに3,000万円のプラスでございます。廃棄物処分場の関係の1億1,000万がなくなったというふうなこと、公債費が増えたということ、いろんな国庫関係の繰り出し増えたということ、いろんな財政事情の中で財政調整基金を繰り入れてございます。今の段階ですと23年末で約20億弱でございます。2億8,000万、24で当初で繰り出して、途中での交付税の留保等ございますので、ある程度戻せると思いますけれども、戻せないとなると、これ2億8,000万減るというふうなことになりますが、そんな中で留保を見た中での繰り出しというふうなことで財源調整をしてございます。減債基金については1,000万円、これは大体最近1,000万円ずつ出しておりますが、23年末で9,100万円ございます。ということで、繰入金関係の基金でございます。

続きまして、町債のほう、33ページをお願いいたします。民生費関係、これ全部ソフトで、過疎債を対象にしてございます。逆に過疎の対象にならないという記載につきましては、農林水産業債の中の中山間、これは県営事業の中の負担金というふうなことで、過疎ではございません。一般公共という起債があたってございます。

次に、林道関係もすべて過疎、次のページ、34ページ関係、観光関係はソフトでございますし、 街並、海岸背後地、除雪、あと防火水槽につきましては、これ複数基というか、3基以上の事業で ございますので、国庫補助が当たりまして、さらに補助残について過疎というふうなことで、ほと んど持ち出しはなく防火水槽対応できるので、今回は一般財源ほとんどなしで防火水槽できるのか なというふうに思っております。あと消防自動車も過疎でございます。防災行政無線も過疎、あと 津波避難路整備事業、これ新しい事業で、緊急防災事業と言いますが、これ過疎と同等の元利償還 金70%後年度補てんというふうな事業でございます。これでこれをもとに対象のものを事業実施し ていくというふうなことで予定しているというようなものでございます。

続いて、宝ものもこれ過疎でございますし、臨時財政特例債、これは交付税と一体のものでの補 てん部分での元利償還金100%補助での起債でございます。

以上で歳入終わらせていただきますが、7ページに戻っていただきたいと思います。7ページ、今ほどの説明をしたものを地方債、第2表でございますが、過疎のハード分につきましては2億2,700万円、ソフトが4,200万円、そのほかが1億2,300万円というふうなことで起債を起こすというものでございます。

次に、124ページをお願いいたします。給与費の明細書でございます。この款は歳出各款に計上されております常勤、非常勤の特別職の給与関係の明細になっております。23年に比べ、これ議員さんの共済掛金が23よりは減っているというふうなことで、このマイナス部分700万円が出ておりますが、これ議員さんの共済費の関係でございます。ここでまた特別職の関係は町長と副町長がここに計上されております。教育長につきましては、分類上一般職に予算上入りますので、次の126ページに教育長は入ってまいります。

126ページ以降、これ一般職の内容でございますが、23年末、この3月で3名が退職いたします。 4月1日で3名を採用しております。一般会計では教育長を一般職に含めまして、65名この一般関係で予算計上してございます。そのほかに簡水、下水道、農集排、これで各1名、全体で68名でございます。プラス町長、副町長加えますと70名の体制というふうなことでご承知おきをいただきたいと思います。

次に、134ページをお願いいたします。この134ページ以降は、先ほどの防災行政無線での関係の継続費の調書、135は債務負担行為、さらに最後の137ページは町債の調書というふうなこととなっております。

一般会計は、これで終わらせていただきます。 以上です。

- ○議長(中野勝正) 次に、議案第27号から議案第29号について。 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(河野照郎) それでは、議案第27号から議案第29号まで補足説明をさせていただきます。

では、特別会計予算書のほうをお願いいたします。初めに、国保特会の歳出予算について主なものを申し上げます。19ページお願いできますでしょうか。保険給付費でございます。2款保険給付費、1項療養諸費です。今年度3億4,542万2,000円ということで、前年度よりも12.6%ほどの増を

見込んでおります。これは、1人当たりの医療費の伸びを踏まえての予算編成となってございます。 続きまして、22ページお願いします。3款で後期高齢者支援金等ということで6,413万7,000円、 後期高齢者支援制度への支援金の支出になってございます。

続きまして、24ページお願いをいたします。7款共同事業拠出金でございます。高額医療費共同事業拠出金、それと保険財政共同安定化事業拠出金がございます。一定額以上の医療費につきましては、それぞれ県内の市町村国保全体で拠出をして保険料の平準化、そして国保財政の安定化を図っている事業への拠出金となります。

その次、8款保健事業費です。その2項の保健事業費でございます。1,211万5,000万円を計上してございます。26ページになりますが、13節委託料のほうで人間・脳ドック健診委託料がございます。今年度人間ドックへの委託につきましては、30歳から74歳の方を対象に1人当たり2万5,000円、380人分、そして脳ドックにつきましては今年度は30歳から70歳までの5歳節目年齢の方を対象に1人当たり2万5,000円、30人分を見込んで予算計上をしております。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げます。8ページをお願いいたします。国民健康保険税でございます。今年度国民健康保険税総額で1億1,136万3,000円と、前年度よりも639万3,000円の増を見込んでおります。一般被保険者に係ります国保税、医療費分では1人年間5万5,288円、後期高齢者支援分は同じく1万9,762円で、合計7万5,050円となります。前年度よりも年額で5,068円、7.2%の増となっております。また、介護給付分を含めますと年間9万7,176円になりまして、5.4%の増というふうになっておりますが、いずれも運営準備基金及び一般会計からの繰入金等によりまして保険料の引き上げの抑制を図っているものでございます。

続きまして、11ページお願いします。5款国庫支出金でございます。負担金、補助金合わせて1 億3.853万円、療養給付費の増に伴いまして増額を見込んでおります。

次に、12ページ、7款前期高齢者交付金でございます。前年度よりも425万7,000円の減となって ございますが、支払い基金から示された金額を計上しております。

続きまして、14ページ、11款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金につきましては、1 節の保険基盤安定繰入金から4節の財政安定化支援事業繰入金、ここまでが法定内繰り入れと言われるもので、国のほうで繰り入れ基準が定められているものでございます。低所得者に対する保険税の軽減分、あるいは年齢や所得構成等の基準により算定された額が繰り入れられるものとなってございます。この5節その他一般会計繰入金につきましては、先ほど総務課長のほうからもご説明がありましたとおり、国保特会の財政基盤の安定化と強化のために法定外で当初予算で1,000万円の繰り入れを計上させていただきました。

次にその下、2項基金繰り入れでございます。新年度におきましては運営準備基金からの繰入金 を3,775万5,000円計上しております。これらの経費につきましては、保険税の値上げ抑制に充てて おります。これによりまして24年度末の同基金の残高が5,419万円の見込みでございます。国保特 会につきましては以上でございます。

続きまして、介護特会につきましてご説明申し上げます。まず初めに、歳出予算についてご説明させていただきます。47ページお願いいたします。47ページ、2款保険給付費でございます。1項の介護サービス費等諸費、総額で6億2,133万5,000円で、前年度よりも5,870万5,000円、10.4%の増となってございます。この中には特に居宅介護サービス給付費、こちらが大きく伸びるものであるうというふうな予測のもとに予算編成がしてございます。

次のページ、48ページお願いいたします。2項介護予防サービス費諸費でございます。要支援者に対する給付費を2,470万1,000円見込んでおります。

次に、50ページ、6項の特定入所者介護サービス給付費が1,900万円でございます。低所得者の 方の負担軽減のための保険給付でございます。

続きまして、52ページ、5款、2項に包括的支援事業・任意事業として1,126万7,000円計上して ございます。主に包括支援センターへの委託金に要する経費となります。

次に、歳入予算につきまして申し上げます。37ページをお願いいたします。介護保険料でございます。今回介護保険条例の一部改正も提案させていただいてございますが、平成24年度から第5期事業計画となります。これに伴いまして保険料の改定を行ってございます。改定後の保険料で予算計上してございます。前年度よりも3,772万8,000円の増額を見込んでの予算計上となってございます。

続きまして、38ページお願いいたします。3款国庫支出金でございます。国庫支出金も給付費が伸びたことから増額を見込んでおります。国庫支出金につきましては、介護給付費に対しまして居宅分につきましては20%、施設分につきましては15%の負担率となってございます。

次、39ページ、4款支払基金交付金でございます。これも同様でございます。こちらは介護給付費に対して29%の負担率となってございます。

次に、40ページ、県支出金でございます。こちらも給付費の伸びにあわせまして増額を見込んでございます。県負担金につきましては、居宅分につきましては12.5%、施設分につきましては17.5%の負担率を見込んでおります。

その下、41ページになります。7款繰入金でございます。一般会計からの給付費に係る繰入金ということで12.5%の負担割合となってございます。介護特会につきましては以上でございます。

最後に、議案第29号、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をさせていただきます。歳出 予算から申し上げます。66ページお願いできますでしょうか。3款に後期高齢者医療広域連合納付 金を計上してございます。前年度より若干減となってございますが、保険料納付分と保険基盤安定 化に係る県、町の負担分の合計額を計上しております。歳出は、これが主なものとなってございま す。

次に、歳入予算でございます。62ページをお願いいたします。1款に後期高齢者医療保険料3,849万

2,000円を計上いたしました。平成24年度につきましては後期高齢者の保険料の見直しが行われましたが、先般新潟県後期高齢者医療広域連合の議会が行われまして、24年、25年の保険料につきましては今年度と保険料を据え置くというふうに決定、議決されました。保険料につきましては、23年度同額、均等割につきましては3万5,300円、所得割率につきましては7.15%となっております。

63ページ、繰入金でございますが、2,100万4,000円ということで、保険基盤安定化及び事務費に係る一般会計からの繰入金を計上してございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

〇議長(中野勝正) ここで暫時休憩いたします。

(午後 0時26分)

〇議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

〇議長(中野勝正) 日程第36、日程第37、日程第38、日程第39、日程第40、議案第30号から議案第 34号の補足説明から議事を続けます。

建設課長。

〇建設課長(玉沖 馨) それでは、順次補足説明をさせていただきます。

まず、議案第30号、簡水会計でございます。平成24年度は適正な施設の維持管理に努めるとともに、安定した給水と新しい水源井戸の整備を継続するための予算を計上いたしました。歳出の82ページ、上のほうをご覧ください。2款1目18節で災害時の給水対応として容量1トンのステンレス製給水タンクと蛇口4連の給水枠の購入費用を計上いたしました。

次の、3款1目配管布設整備費の15節管路工事でございますが、米田地内の国道沿いと沢田から 藤巻間の県道沿いの老朽管更新工事、それから乙茂地域の水道管を造形いたしまして、消火栓や周 辺地域への排水量を増やす工事、それから常楽寺地内、相田地内に新しく確保した水源井戸から既 存の小木浄水場に水源を送る導水管工事などの費用を計上いたしました。下の2目、取水施設整備 費の15節では、新しい水源井戸のうち山谷、大釜谷、常楽寺に井戸ポンプ設備を設置する工事費な どを計上いたしました。

続きまして、議案第31号、特生排会計につきまして補足説明させていただきます。平成24年度は 浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上したものでございます。

続きまして、議案第32号、農排会計につきまして補足説明をさせていただきます。主なものといたしまして、113ページをご覧ください。13節委託料の一番下に施設機能診断業務がございますが、23年度は3カ所の処理施設の機械設備、電気設備、建物本体の水槽部分などの劣化状況の現地調査を実施いたしております。24年度は現地調査結果をもとに最適整備構想作成業務を実施をいたしま

す。これによりまして、平成25年度以降劣化の進んだ機器等の計画的なオーバーホールや更新を国の交付金を受けながら順次実施していきたいと考えております。このほか集落排水の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしました。

次に、議案第33号、下水道会計につきまして補足説明をさせていただきます。主なものといたしまして、135ページをご覧ください。 2 款 1 目13節の下のほうに下水道長寿命化計画策定業務がございます。これも先ほどの農排特会と同様のものでございまして、施設の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を行うことで今後も計画的な施設の更新などに国の交付金を充当することも可能になるというための計画でございます。平成23年度に処理場の機能診断、現状の把握を行いましたので、24年度は長寿命化計画をまとめ、完了といたします。その下の15節に施設整備工事3,380万円を計上いたしましたけれども、処理場の運転監視、運転制御に係ります電気設備の更新工事でございます。財源には国の交付金と下水道債を充当いたします。このほか施設の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしました。

最後に、議案第34号、宅造会計でございます。平成24年度は主なものとして、山谷地内の住宅用 地分譲に向け、確定測量に係る測量の委託経費を計上いたしました。

以上でございます。

## ◎予算審査特別委員の選任

〇議長(中野勝正) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第34号まで議案9件につきましては、委員会 条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し て審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第34号まで議案9件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

〇議長(中野勝正) お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第 1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。 この際、しばらく休憩いたします。 ○議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時38分)

## ◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長(中野勝正) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員が互選されました。 これで諸般の報告を終わります。

〇議長(中野勝正) 議案第26号から議案第34号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。 なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご承知ください。

## ◎散会の宣告

○議長(中野勝正) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午後 1時39分)

# 第 2 号

( 3 月 12 日 )

# 平成24年第1回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年3月12日(月曜日)午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

# 〇出席議員(10名)

1番 小 林 泰 三 2番 仙 海 直 樹 3番 田中政孝 4番 諸 橋 和 史 5番 中川正弘 宮下孝幸 6番 7番 三輪 正 8番 田中 元 山崎信義 中野勝正 9番 10番

# 〇欠席議員(なし)

# 〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 小 林 則 町 幸 長 副 町 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 佐 信 男 藤 総務課長 山 田 正 志 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 馨 建設課長 玉 沖 教育課長 田 中 秀 和

# ○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 内 藤 百 合 子

 書
 記
 遠 藤
 望

#### ◎開議の宣告

〇議長(中野勝正) ただいまから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

#### ◎一般質問

○議長(中野勝正) 日程第1、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

#### ◇ 宮 下 孝 幸 議員

- 〇議長(中野勝正) 最初に、6番、宮下孝幸議員。
- ○6番(宮下孝幸) 質問の前に、まずもって小林町長におかれましては、7期目当選まことにおめでとうございます。私も10月に議長職を退任いたしてから、この3月議会に向けて質問をすべく準備を進めてきたわけでございますが、まかり間違って3月議会で町長のお名前と顔がかわっていたらどうしようかなと思って随分心配もいたしましたが、無事にご生還なさいましておめでとうございました。

それでは、私のほう本日大変盛りだくさんでありますので、ちょっと走りながら質問のほうをさせていただきます。防災計画について、未曾有の大災害により自然の恐ろしさと教訓を与えた東日本大震災から昨日で1年が経過した今もなお、私どもに突きつけられた課題は余りにも大きく、とてつもないものとなっております。この震災を受け当町防災訓練も現実に沿い、実態に即したものとすべきとの議会要望もあってか、当町におかれましては昨年10月30日に海岸地区を対象としたより実態に近い形での日中時津波避難訓練が挙行されたところであります。

また、その後アンケート調査なども行われ、その結果この訓練を通し、平日日中時にあって高齢者の多い海岸地区では、今まで推認できなかったさまざまな課題や問題点が確認できたものと思われます。防災とはまさに時間と予算を伴い形づけられるものでありますから、一様にしてすべてを完璧とすることは物理的に見てもあるいは総合的に見ても極めて困難と思われるわけでありますが、しかし私は次に掲げる3点だけは予算と困難の壁を乗り越え、町防災計画の地域検討課題とすべきとの観点からご質問に入らせていただきます。

まず、1点目でありますが、ウォーキングロードを併設した海岸背後地の整備が進み、海辺の探索やウォーキングあるいはまた散歩、そして好天時には高齢者などのよもやま話の憩いの場となり、多くの方々により有意義な活用が顕著に見られるようになりました。これは大変喜ばしいことと思われるわけでありますが、しかしいつ起こるとも知れない大地震や大津波の発生の際には、その整備をされた裏手背後地からいち早く最短距離でまずは町道に出て、そこから高台に向かうという迅

速な避難が求められるわけであります。地震発生からわずか20分前後で到達すると言われる大津波の被害からの回避は一分一秒、まさに時間との勝負でありまして、健常者はもちろんのこと、高齢者の方々や身体に何らかの支障のある方々を含め、避難動線は最短であれば最短であるほど命の危険が遠のくことは言うまでもございません。

当局にあっても防災に対する見直しも始められているところでありますが、私はそれらの具体的施策の一環として、海岸パイパス国道352号線及び402号線と町道をつなぐいわゆる海岸地区で小路と呼ばれる通路を町内別に検証し、必要箇所を特定し、歩行者用避難通路としての整備を考えるべきと思っております。

2つ目でありますが、災害時には各町内における近隣同士の助け合いは必要不可欠であります。その一たんとして最も重視すべきことは地域において迅速な避難、声かけなどを行い、戸別避難状況を確認し合うなどのいわば地域内共助が大変重要と考えられます。しかし、先ほどのお話でも申し上げたわけでありますが、避難はまさに時間との勝負でありまして、地区におき1軒1軒気がついた複数人が重複する形で行われる安否の確認は、大変大きな時間的ロスが発生するものと思われます。東日本大震災では任務に対する忠実な責任感から避難誘導など最後まで任務を全うされ亡くなられた消防団員の方々、あるいはまた防災無線で命尽きるまで避難を呼びかけ、天使の声として多くの人々の命を救い、私どもに感動と感謝を残した、あの南三陸町の若き役場女性職員の方など、本当に数え切れない多くの人々のとうとい命が犠牲となられましたことは、まことに痛ましい現実として今も私の脳裏から離れません。この質問に関するご提案は、被害を受けた東北のある自治体や近隣の柏崎市などでも既に採用いたしておりますが、いわゆる避難済み家屋を外部から一目瞭然とするための目印となるものでありまして、黄色い旗ないしはシール等を各戸に配備し、避難時玄関付近などの見える位置に張るなどして、避難済み家屋の確認を容易にするというものであります。

もちろん自力での避難が困難と思われる重度の介護者の方々あるいは老老避難、そしてまた車での移動という大変多くの残された課題にあっては別途対策の思案が必要であることは言うまでもございません。しかし、他町においてもその効率的有効性が確認をされておりますこの避難済みシールまたは旗などの配備はいち早く共助避難をする上で大変重要と考えます。よって、当町においても早急なる検討すべきと考えるものであります。

3つ目でありますが、一般に自治体が災害時避難場所として使用するのが体育館などの公共施設であります。今回の大震災にあって給油や食料などを輸送する道路などのライフラインの破壊、あるいはまた送電線の寸断により電源が喪失するという危機的事態の発生を見たことはご存じのとおりであります。今回のような大災害のもとで発生した生活圏内の電源喪失は、避難施設といえどもその例外ではなく、自治体が指定する避難施設でありながら電源の確保は困難となり、停電の日々が長期にわたったとの報道も耳にいたしたところであります。今や照明や冷暖房以外でも今日の生活には電気が必要不可欠であります。いつどこでどの季節で発生するかわからない自然災害の恐怖、

私は前記観点から避難施設の災害時最低電源の確保は被災者の最低生活権の保障や命を担保する観点からも大変重要であり、行政に突きつけられた今後における喫緊の課題であるものと考えております。よって、当町が指定する避難施設への再生可能エネルギー発電機の設置と、ハイ効率蓄電池などを併用しての自己獲得電源の検討を真剣に考えるべきと考えております。

以上、3点にわたり町防災計画に関し一括して当局の所見を伺います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 今回議会を初め町民各位のご信任をいただきまして、7期目に入りましての最初の定例会でございます。議員さんを初め各位のご質問等に対しましては、緊張感を持って真摯にお答えをしながら、さらなるご理解をいただきたいというふうに思っておるわけであります。

最初に、宮下議員さんのご質問でございますが、ご指摘のように昨日3月11日でありますが、あの悪夢のような東日本大震災、1年ということで国を挙げての追悼式典も行われ、また当町におきましても半旗を掲げ、町民各位から黙禱をささげていただきながら、哀悼の意を示していただいたわけでございます。改めて1万6,000有余の人が亡くなり、なおかついまだに3,000有余の人たちが行方不明と。しかも、34万6,000に及ぶ故郷を離れての避難をされている皆様方、心中を察するに余りあるものがあり、一日も早い復旧復興に対してのひとつの事業が進みますことを心からご祈念を申し上げておるわけでございます。

その観点からいたしまして、議員さんからもご質問をいただいているわけでございますが、またそういう災害に備えての万全の対策を迫られているわけでございますが、まず第1点目でございますが、海岸バイパスから町中へ抜ける小路を、津波の避難路として利用整備を考えてはどうかというご質問でございますが、ここ何日も1年前の大震災が襲ってくる様子がテレビで放映されているわけでございますが、我が地域もこのような津波が来ましたら、いったいどうなるのだろうかという想像に絶する、またいろんな大きな被害が生ずるのではなかろうかという思いでいっぱいでございます。

確かにご指摘のように津波、一秒を争う、瞬時を争う大変な時間でございますので、津波からの 避難に対しましては街並を縦断をする公道だけではなく、やはりご指摘のように小路と言われる箇 所が随所にあるわけでございますので、そういう点の通路を活用することによって最短の距離で最 低の時間で避難ができるというような状況もございますので、可能となる場所すべてにつきまして も、当町といたしましても、現在大体小路が40近くあるわけでございますが、それらの有機的な結 びつきをしっかりと構築しながら進めてまいらなければならぬというふうに思っておるわけでござ います。

海岸バイパスから避難所までどのルートが最短かと、あるいはまた複数路線化も現在検討しておりますが、今後の整備方針といたしましては、津波対策につきましては海岸地区全体の問題であり、限られた予算の中ではございますが、今言われますように人命を救うという最も貴重なまた一つの

事業でございますので、できるだけ早く整備をし、その中でもすべて一気呵成というわけにはまいりませんので、優先順位をつけながら整備をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

その中で今ある袋小路を最大に活用するために何が必要かということになりますと、やはりそこに住んでおられます皆様方の地元の方であればこそ、そういう袋小路なり地理的状況をよく熟知されておるわけでございますので、いろいろなパターンも考えられるわけでございますが、申し上げますように、私たちも一朝有事に備えて何度も実地的な訓練を行いながら、もし仮にそういう災害になったときには自分がどういうルートで避難をしたほうが最も有効であるかということを皆さんからしっかりと日ごろ身につけておいていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

また、ウォーキングロードや国道沿いの施設ではこの避難施設をご利用される方には、町外やその地区ではない方もおられますので、小路の存在事態を知らない方も多いんではないかと思いますが、そのような方々につきましても、確かにわからなくても、もし仮に災害があり、まず逃げるということが一番肝要です。そうすれば地震があった、津波が来そうだということになれば、海岸の住民の方々は逃げられる場所というのは自分で心得ているわけですから、当然町外の方々もその方々の後ろについてどこに避難したらいいのかということは、即時ご理解いただけるとは思うのですが、そういう方々のためにもわかりやすく表示すると、避難場所を表示するということも大切ではないかと思っておりますので、そういう点につきましても十分また対応してまいりたいと思います。

申し上げておりますように、人命を救うというとうとい事業でございますので、ハード、ソフト 両面を交えながら、ある程度また特定財源等も利用しながら、積極的に進めてまいりたいというふ うに考えておるところでございます。

次に、2点目の災害時の避難済みシールなどの配備につきましてのご質問でありますが、まさに ご指摘のとおり災害時、特に要援護者につきましては在宅であるかどうか、避難されたかどうかと いうことを容易に判断するということは一番大事なことだと思うのです。そういう意味におきまし ても、今のご提案は素早い共助の避難につながるものと考えておりますので、十分対応してまいり たいというふうに思ってます。

柏崎市の実施につきましては、地域が実施する防災訓練、その地域ごとのルールを表示しておるとのことでありますが、昨年末この議場でご覧いただきました「釜石の奇蹟」といいましょうか、釜石東中学校の生徒が防災教育の一環といたしまして、安否札を作成をして要援護者に配付しており、東日本大震災にはこれが大いに活用されたという事例等も伺っております。地域ごとやその世帯ごとの事情あるいはもともとの在宅等あることから統一した表示がよいかどうかはこれからまた皆様方のご意見を聞きながら、早急にまた対応をすべく検討してまいりたいと思っておるわけでございます。

最後に、3点目でございますが、基幹となる避難所でのさらなる電源確保のための対策について

というご質問でございますが、本町でも役場庁舎、中央公民館に軽油満タンで約3時間もつ自家発電機を設置しております。また、各避難所にも容量的に明り取り程度でありますが、軽油またはLPガスで運転ができる発電機も配置をしております。昨年は実際に軽油をドラム缶で予備燃料として一時保管していた実績もありますが、ご質問のとおり昨年の大震災では電源燃料の確保が困難であったということはご承知のとおりであります。今後は法律で許される範囲内での燃料の常時の備蓄も考えてまいりたいというふうに思っているわけでございます。許可なしの軽油備蓄は上限で200リッターと言われております。これが上限でございます。そういう点も考慮してまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたとおり、ハード面の整備にもなかなか完璧にするためには限界もありますが、議員さんの言われておりますような再生エネルギーの必要性につきましても十分承知をしておりますし、今後は大きな存在になってくることは事実でありますので、大きく技術革新をする分野ともまた思っておるわけでございます。本地域におきましても、検証しあわせて今後の対策として進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、ひとつつけ加えていただきますが、今ほど申し上げました昨年聖籠町での津波セミナーの様子をこの議場でご覧をいただきましたが、本年度はこの出雲崎で行うよう県と今調整をしております。その実施に入りましたら、ぜひ大勢の町民の皆さん方のご参加をいただいて、また自らの安全は自ら守るという形の中で、ぜひまたご参加をお願いしたい。大体秋口を考えておりますので、その節はまた議員さんの皆さん、きょう傍聴においでになっている方もございますが、ぜひひとつご参会いただきますことをお願いをいたす次第でございます。

- 〇議長(中野勝正) 6番、宮下議員。
- ○6番(宮下孝幸) 余りにも意に沿ったご答弁をいただいたので、これから先しゃべることがなくなってしまいましたが、だれもがやっぱり同じことを考えるのだと思います。このたびの震災を受けて心の痛まなかった人間はいないだろうと思います。町長もご存じでありますが、学者等においては今まで日本海側では東日本のような大きな津波は来ないのだと言っていました。しかし、このごろの調査でやはり日本海側には静岡から糸魚川を通って佐渡沖からずっと北のほうに抜ける北米プレートとユーラシアプレートのぶつかるいわゆるプレート境界線というものが存在をするわけです。これが今回の東日本の崩落によってどういった力関係になってきたのかというのはいまだにまだわかっていない。ですから、必ずしも日本海側ではこういったことが起きないなどということは恐らく考えられない。過去においても町長新聞もご覧なられたと思いますが、江戸の末期でありましたでしょうか、6メーターの津波が来たという観測記録が残っていたと。当時の6メーターでありますから、恐らく遡上してのぼったものの高さを言ったのだろうと思いますが、今どきの測定の考え方で海上で測定をいたしました6メーターが、陸に上がったときというのはおよそ3倍ぐらいの高さにのぼると言われているわけです。現に昨日でしたか、朝日新聞に載っておりました陸前高

田や大船渡では最大遡上した波が40メーターに至ったということも載っておりました。そしてまた そういった津波対策というものが我々海を抱える町村にとって、いまだかつてやっぱり想像もでき なかったような範囲まで広げて思案をしなければならなくなっているという、大変本当に厳しい現 実を突きつけられたのだなというふうに思っております。

町長、今私は最後3番目のお話の中で、自然エネルギー云々と申しましたが、これあえてそれにこだわっているわけではありません。要は獲得電源がきちんと確保一定の期間できれば、被災をされた方というのはそこでいっとき生活を仮の場としてしなければならないわけです。これも昨日新聞に載っておりましたが、これ新たな避難再生計画の中には非常用発電機が仮設避難所には必要だと。トイレ、通信、これらセットでやっぱり今後検討していく課題だなというふうなことが書かれていました。私新聞が出る前にこの質問つくったものですから、別に新聞読んで質問つくったわけではありません。要するに同じことを考えるのですね、みんな。

そしてまた先ほど、話が飛んで恐縮でありますけども、町が行われた防災計画の中にあってこれはアンケート調査の結果でありますが、海岸地区で世帯の中で自力で避難が困難な方がいますかという問いに対して、いるとお答えになられた方が24%いらっしゃる。これ63世帯ほどの方になるのでしょうか。そしてもう一つ大変なことは、自力で避難が困難な方の支援を話し合っているかという問いでありますけれども、これがまた家族以外とお答えになられた方が58%もいらっしゃる。つまり家族の中で相談のできる方がいないのか。そういった日常の生活環境にないのか。いずれだれか家族以外の人に助けてもらわなければいけないと思っていらっしゃる方がこれだけ大勢いらっしゃるということです。これは大変大きな数字であります。1人の例えば要介護者を2人で助けるにしても、1人に対して倍の人間が必要になるわけであります。

そしてもう一つには私が一番懸念をいたしますのが、出雲崎町海岸地区には幸か不幸か学校は存在いたしませんが、出雲崎保育園がございます。これ定員で110名の保育を賄える施設なわけです。わずかな人数の保育士さんたちが110名前後の子供たちをどのような形で引率してどこの高台に避難をさせるのか、こういったこともあわせて議会も総力を挙げて知恵を絞り、そして解決策、打開策を一つずつやっていかなければいけない。もちろん町長もお話のとおり、私も冒頭で申し上げましたこれはすべてを完璧にするということはかなり不可能に近いことなのですけれども、一歩一歩、一つずつこの件に関して知恵を絞り、そして前に進むという意識、私は今回の東日本、1年たっても、きのうもテレビでやっておりましたが、いまだにやっぱりテレビの画面を見るたびに涙が出る思いがします。恐らく町長も同じ気持ちだと思います。

町長、私今回答をきちんといただいて、主に私の申し上げたことというのは受けとめていただいたと思います。時間の制限もございますので、私の方向性という意味でこういった考え方、難しい難題がたくさんあると思いますが、やはり行政や政治に課せられた責任というのは、町民の生命や財産を守ること、これは最優先なわけですので、何をおいてもさておいても議会と執行部総力を合

わせてこのことに取り組んでいくのだという気持ちを私は持っておりますが、町長も同意見でございましょうか。この1点だけ、短目で結構です。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) きょうは熊本、昨日は十勝沖、その前には茨城、まさに今日本列島は地殻変動、揺れに揺れ動いております。しかも、皆さんもごらんになったと思うのですが、3月10日の日報は、まことにもってショッキングな記事が出ておりました。理学部の教授、宮下教授が日本海においてマグニチュード8クラスの地震が必ず起きる可能性がある。そうすると、内陸で起きた場合には相当の被害が出るだろうと。また、海でそういう地震が震源地が出た場合には大津波が佐渡を初め新潟、日本海側に押し寄せるであろうという記事が出ておりました。これは私はまことにショッキングで、日本海側の出雲崎は津波は来ないのだというような思い込みを持っている人がたくさんいるのです。改めていつこういう大災害が起きる可能性もあるということをお互いがしっかりと身につけておかなければならない。

先ほど出雲崎保育園の問題ございましたが、聖籠町のセミナー、片野教授です。私は片野教授と は国交省関係で何回も同席をしていろいろ意見交換をしましたが、非常に、まず災害は自らの安全 をいかに確保するかということが大事だということを徹底的に教育することによって、他では大勢 の犠牲者が出た一方において、ほとんど犠牲者を出さなかったという学校の事例があるのです。だ から、私は今保育園の話が出ました。保育園等においても他人事ではないのだと。町民一人一人が、 海岸地区の一人一人の皆さんがしっかりとそのことを身につけてもらわなければだめだ。防災訓練 やっても参加する人少ないのです。これが大きな事故につながる可能性がある。私は行政も議会も 皆さんからも前向きに取り組んでいただき、町民各位からもその事実関係をしっかりと日常生活の 中において例えば避難をする、何が必要なのか、そういうもの。防災グッズなりそういうものを備 えて、私はやっぱり地震起きたらどうなるかということは常に念頭にあります。町民一人一人から そういうそのひとつの気持ちを持ってまず災害が起きたら逃げようということなのです。そういう ことをしっかりと身につけてもらわなければ。しかも、そういう要援護者、そういうものに対する 自主防衛組織も、この後また一般質問で答えますが、65集落のうち91%できているのです。残され たところでもぜひ私は自主防衛組織をつくっていただきたい。そしてお互いに自助、共助という形 をしっかりと認識していただいて、もし仮に災害起きても少ない犠牲者で済ませなければならぬと いうことを念頭に置いて、これからあらゆる観点においてやっていきたいと思うわけでございます ので、また皆さんのご協力をいただきたいと思っています。

- 〇議長(中野勝正) 6番、宮下議員。
- ○6番(宮下孝幸) 大変よくわかりました。私とお考え一緒のようでございます。個々個別なこと はともかくといたしまして、同じ方向を向いて進んでいこうということを確認をさせていただきな がら、以上、6番からの質問を終わります。

#### ◇ 三 輪 正 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、7番、三輪正議員。
- ○7番(三輪 正) 今ほど宮下議員のほうからも災害ということで質問ありまして、私も関連いた しますけれども、消防の団員のことでございます。

以前仙海議員、田中議員のほうも一般質問もされております。それで町長は常々安心安全な町、 そして若者が喜んで住める町と、そして公平な町政ということをモットーにされておりますけれど も、これを踏まえた答弁をお願いしたいと思っております。

まず、団員のほうですが、今現在出雲崎町は170人の定員ということで、ただことしの春欠員が6名ということでございました。その前の年は10名ということで、若干向上したというふうなことが言われております。そしてまた昨年の4月の区長会議では団長自ら区長さんに団員を、とにかく定員割れのないようにぜひ協力をお願いしたいということで強くお話があったわけでございます。それで私もことしの1月の全員協議会につきまして、消防のことについて質問いたしましたが、改めてその後いろいろまたいろいろな方とお聞きしましたり、情報とったりしまして、また再度今度一般質問ということでやっておるわけでございます。

ではなぜ6名の方の定員割れになっているところはどういうところかというと、定員割れになっているのは大体毎年同じ地区なのです。それ見ますと、特に世帯の少ないところがどうしても定員割れになっているということでございます。今現在部が全部で12ございます。分団が4でございます。それで一番少ない部のところは戸数が64戸でございます。一番多いところは三百七十数戸でございます。約6倍近い戸数の差があるわけです。その中で同じ団員を、大体12名の団員となってますが、出せということになっているわけです。そして出さないところには徹底して言われるわけです。この前私らの船橋ですけれども、船橋は残念ながら定員割れをしております。そしてことしの春の総会については消防の幹部の方がとにかく何とかしてくれと、団員の中には会社定年になったのだけれども、消防団が後継ぎがいないためにやめるわけにはいかないのだと、何とかしてくれというふうに切々と訴えられたわけでございます。そうしますと、最終的には区長さんとか集落の役員のところに今度は何とかしてくれということですが、区長さんもふだん仕事がいっぱいなものでなかなか区長さんのなり手がいないとこですが、今度消防の団員の確保という大事な仕事がのしかかってくるというふうな状況なわけでございます。そんなことで何とかこれから全町を一つにした上で何とかもう一回再編成というものはできないものかということを考えていただきたいと思います。

特に私も三十数年前消防団に入っておりましたけれども、当時はほとんどの団員の方が地元の方でした。おられる方でした。勤めている方は余りなくて、農業をやっているとか職人の方とか、そして商店関係をやっているという方で、大体どの方がどこの仕事をしているかというのは全部わか

った。ただ、最近は非常にほとんどの方が勤め人でございまして、それも結構遠くなっている。昔は大体土日というか日曜日大体休みの職場が多かったのですが、最近はサービス業ですとか福祉関係が多いものですから、なかなか土日訓練やりますと言ったってなかなか出れる人が少なくなっているのです。そういったのも一つのなかなか消防団員が入れないという一つの原因になっているのではないかと思います。

と同時に、町外に勤めていますと、なかなか消防団に入れといってもなかなか理解がなかなかできないと。消防団のためにきょう休ませてくれといってもなかなかオーケーがくれないというふうな流れになっているということでございます。この辺につきまして町のほうで1月の全員協議会でもお話ししましたけれども、その後何か一つの前進した考えがあるのかどうか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 三輪議員さんの消防団に関するご質問にお答えをしたいと思いますが、まさに 消防団、日ごろ大変な貴重な任務を遂行していただきまして、心から感謝を申し上げておる次第で ございますし、また先般の東日本大震災におきましても、消防団員の皆さんは率先垂範、避難誘導 に当たられて242名の方が亡くなられたという事実がございますし、また行方不明者いまだ12名と いうような、本当に皆様方の崇高な精神のもとに活動され、なおかつ自らの命を落とされたという ことに対しまして、改めてご冥福をお祈り申しながら、心からの追悼の意を表する次第であります。

昨年の震災時からいろいろ今申し上げますような我が身を捨てて住民のために活躍されている団 員の姿を垣間見ますときに、頭が下がる思いでございます。さらに言わせていただきますれば、今 ご指摘のように高齢の団員の姿を見ることも多くありまして、本当にご労苦に対しては心新たなる ものを持っておるわけでございます。団員といいながら、先般もテレビに出ておりますが、先頭に 立って活躍されておる方もございます。そういう作業に当たっている姿を見ますと、本町消防団に つきましては18歳以上であれば男女問わず定年はないということでございます。また、やはり町消 防団の活動は日ごろの予防活動というものが最も第一義的なものでありまして、それにつきまして はやっぱりいろいろ問題ございます。ございますが、地域の実情をよく知っておるという者、そう いう方々がその事に当たられることが、自分たちの地域は自分たち自ら守るということが絶対条件 で私はないかと思います。本町の場合は高齢化も進んでまいっておりますが、消防団員としての当 然今の時世でございます。在任期間も非常に長くなってくるということもこれ当然の成り行きでは ないかなというふうに思っておりますが、ただいまの三輪議員さんのご質問につきましては、趣旨 も理解できないわけではございませんが、このことにつきましては平成22年12月議会で仙海議員さ んが質問されました。また、昨年12月議会におきましても田中政孝議員さんからもご質問をいただ きました。基本的には私はやっぱり仙海議員、田中議員さんにご答弁をした内容と全く変わってお りません。

また、今回の質問を受けまして、消防団の団長、幹部の皆さんとも団の意見も聞いております。 まず、基本的には消防団につきましては、町条例に定めるのは定数170名であります。規則で4つ の分団を設置するとしか定めておりませんが、町消防団に対する全面的財政的な支援はこれは町長 である私の裁量で対応するものであります。消防団の運営自体は、消防団自らが行うということが 基本となっております。団長ほか最高幹部の方々が同様な思いで一生懸命やっておられます。した がいまして、当然団員確保、各部の編成につきましても消防団自らの各部の考え方を積み上げて行 われるべきものと思っております。

また、以前から消防団幹部と確認をしている内容を申し上げます。まず1つ目、定員割れが多い部についてはこれ以上にならないようにきちんと対応すると。2つ目、私自身もいろいろな会合で消防団の果たす使命というものを十分ご理解いただくように積極的に加入もお願いをしております。3つ目は、幹部も各部にお任せではなくて、団長や幹部自らが先頭になって行動されております。4つ目、現在の団員数の状況から定員数の減、部の再編の段階ではありません。5つ目、実出動に限る機能別消防団員制度を検討すること、これ本町は特別団員と呼んでおります。以上の内容で団員確保に十分皆さんからご努力いただいているのです。また、先週団との打ち合わせでもこの内容についても全く変わっておりませんでした。

次に、議員さんの質問を項目別にちょっと整理しながら答弁したいと思います。1つ目は、地域の人口、世帯数の変化により団員の確保は難しくなっておる中、定員170に対しまして22年度は実人員は160人、10人欠員になりました。23年は165人、欠員は5人でした。24年度も今推測いたしますと、おおむね定員5人割れを回避できるという状況に至っております。2つ目は、24年度から先ほど申し上げました特別団員制度が始まります。この制度の導入によりまして、恒常的に団員確保の非常に難しいところも、ある程度緩和されてくるのではなかろうかということが考えられます。3つ目は、消防団全体で部に1人相当、全人員の消防団員の上限と決めた中でまだ4人程度の利用でしかなかったこと。また、各部の間で調整し合って特別団員制度を有効に使っていただいているところがあるということです。4つ目は、定員に対する実人員の割合は97.1%と、県下でも7番目の高い地域であり、これから特別団員制度を有効に利用してもらう段階であるということは、さらに実質的な団員数の確保というかその活動に大きなプラスになるだろうということが考えられます。5つ目は、今後はさらに消防団自体の運営、自主性を持って活動してもらうということです。このような今後の対応も考えております。

また、消防団OB隊につきましても、形をかえた特別団員制度に通ずるものでありますし、またこの後ご質問の自主防災組織での消防団経験者の活動にも通ずるものと思っております。

- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) 今町長のほうから非常に細かく説明していただきましたけれども、私はもう少し、まだ各地域になるともう少し事情は違うのです。というのは、例えば私らの地区は例えば各戸

年間3,300円の負担を出して団員の確保をしようと、そこまでやっているのです。だけれども、なかなかうまくいかないのです。それから、小木も2,800円、毎年各戸負担しているのです。それでも団員が確保ならないのです。絶対数がいないのです。それを最悪もうだめですから、名前だけでも、ここまで言うと失礼ですけれども、それまでしてでもとにかく団員になってくれというのが現状でございます。それで今お話ありました特別団員制度、いい制度だなと思ってお聞きしましたら、各部大体1名くらいが特別団員にできるけれども、となると絶対数がないとところで、1名とかそのぐらいだととてもではないけれども解決にならないのです。その辺十分考えていただきたいと思います。

それと今定員の関係がありましたけれども、これちょっと参考のためですが、この近くの長岡で すが、長岡は団員数が4,300人でございます。人口にしますと、65人に1人でございます。柏崎は 人口が9万、団員が1,500人で、60人に1人でございます。出雲崎は人口5,000で170名ですと、29名 で1人の団員を出しているという勘定になります。ただ、柏崎は今定員は100名の定員割れでござ います。それと柏崎等の議員さんにもちょっといろいろお聞きしましたけれども、非常に困ってい るので、柏崎は今OB隊員をつくろうというようなことで今いろいろやっているそうでございます。 そしてここにあるのは実は上越市のほうからですが、OB隊員の募集のチラシでございます。上越 のほうも非常に困っているということで、やはり場合によっては定員を減らしているところもござ います。ただ、それを補うために地元にいるかつての消防の経験者の方を、大体60代後半あたりま でですけれども、こういった方をぜひそういう組織をつくるから入ってくれないかということもあ るので、自主防災組織の話をこれからいたしますけれども、それにも関連しますけれども、ぜひそ ういったことも考えていただきたいと思います。本当に定員を満たすの、これ当たり前ですけれど も、本当に地区の事情というのがあるので、その辺も考えてもらわないと、若い人がその地区に住 まれないと、いれば絶対出なければだめだと。仕事の関係で無理なのだけれども、やっぱり定員割 れにできないから消防に入らなければだめだということになると、非常に地区によってのバランス というか不公平が出てくるので、その辺も十分考えていただきたいと思います。

時間もありませんので、それとあわせまして例えば今の後援会費ですとか、それから団員の定員 の見直しですとか、それから〇B団員の件、こういうのあわせましてご答弁願いたいなと思います。

〇議長(中野勝正)

町長。

○町長(小林則幸) 三輪議員さんの地域の実情に沿ったご質問だと思うのですが、先ほど来から申し上げておりますように、消防団自体の幹部なりそういう皆さんの中では現状の中で最大の努力をしてもらっているのです。私はそれでいってもらいたい。これを団の皆さんが一生懸命やっているのに、今の状態だめなのだから、消防団を再編しなさいなんて私たち言える立場ではないです。そうではないでしょうか。皆さん一生懸命なのです。団員を確保してそして消防団として大変なのだが、協力してくださいと、頑張りましょうと言っている中に、我々はもう今の状態だめなのだから、

分団を消防団の基本的な原点に返って全部再編しなさいなんて、そんなこと私言える立場ではございません。申し上げます。私はそういうことを一切申し上げる立場ではございません。

しかも、大変なのです。大変なのでしょうが、皆さんも消防団の訓練等、出初め出て見ておられるでしょう。すばらしいと私は思うのです。それは大変なのです。昔と違っているのですから。でも私は出雲崎消防団員の皆さんは本当に私は訓練状況なりあの姿を見て、怠けている人は一人もいませんよ、しっかりとやっているでしょう。私は現状の中で大変厳しいが、さらに頑張ってもらいたい。

後援会費の問題については、私たちが言及する問題ではございません。これは私は答弁する立場ではございません。

- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) 後援会費につきましては、こういう現状だということも認識をしていただきた いということでございます。それだけ努力をしていると、地元が、ということを知っていただきた いということでございます。

団の方、非常に一生懸命やっています。私も11年間団員になっていましたけれども、私より今の方もっとまじめに一生懸命やっているなと思っております。それは非常に評価しております。決して消防団の活動についてどうこうとか言うものではございません。ただ、地区の実情と団の全体をもう少しやっぱり考えていただきたいということでございます。

時間もありませんので、これでしますけれども、今後とにかく前向きに、またこういった意見も あるのだということをまた団の方にもぜひ説明していただいて、今後とも考えていただきたいと思 うわけでございます。

ちょっと時間がなくて残念ですけれども、次に移ります。次、自主防災組織のことでございます。 平成20年からスタートいたしまして、災害時の役割とか消防団の補完とかいろいろあるわけでございます。特に今回東北大震災につきましては、こういった組織が改めて見直されて重要性が増しているということでございます。それで私も22年の6月議会でも一般質問いたしました。そのときは組織率が56%だということで、先ほど町長さんがちらっと91%ということで、非常にすごいなという数字でございますが、まずパーセントの出し方ですけれども、総集落の何%なのか、世帯数の何%なのか、その辺まずお聞きしたいのと、これをまず早急に100%に持っていくべきだと思うのですが、その辺の考え方をちょっとお願いしたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 先ほど91.3%と申し上げましたのは、今出雲崎65行政区がございます。その中の59の行政区が自主防衛組織を持っていると、そのパーセンテージを申し上げたというところです。 行政区と世帯数見ましても、いずれも大体同じ数字だということでご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) うれしいですね、本当に。56%から91ということで、集落数にしてもあと6つということで。何とかことしじゅうに100%ぜひ目指していただきたいと思います。

それともう一つ、よく聞かれるのはつくったのだけれども、実際何するのだろうかなと、していいのだろうかなというようなことがありますので、私らの地元の集落では昨年4月クリーン作戦のとき、消防団の方から来ていただいて消火栓の取り扱いと、以前も消防団の方やっておられたのですが、なかなか集まる方が少ないので、クリーン作戦ですと全戸参加されますので、そのときやれば一番効果的ではないかということで、実際やって非常に効果があったことなので、今後私また集落の役員の方にお願いして、今度例えば消火器の取り扱いとか、いざとなったら消火器本当に使い方できるのかと。職場に勤めている方、結構職場で今こういった訓練やっていますのでいいのですが、勤めていない方は非常にいざというときはあれだし、ぜひまた機会があったら私はお願いしたいなと思っておるわけでございます。そういったことにつきまして、町のほうとしては、また活動には5,000円の助成も出るというようなことですが、その辺の呼びかけというかまた町のほうの今後どういうふうなことを自主防災組織に期待するのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 自主防衛組織、これ非常に今回の東日本大震災にかんがみましても、大事な組織だと私は思うのです。そういう点で町民の皆さんからもご理解いただいて、本当に感謝を申し上げておるわけでございますが、私たちといたしましても、さらにこの育成と充実のために屋外用の消火器の配置とかあるいはまた活動に対する報償金の支給とか、あるいはまた資材購入時の助成等いろいろ行いながら、今三輪議員さんおっしゃったように実際消火器の使用方法とか、また消火栓がついているそれをどういうふうに利用するかというふうなことについても、自主防衛組織を通しながら、一人でも多くの皆さんからそういうものを理解していただくというように考えておるわけでございます。今後やっぱり自主防衛組織を育成するとともに、その中の防災リーダーをやっぱり養成するということに主眼を置きながら、そういう組織に対しては町としてもできる限り要望にこたえながら、育成に努めてまいりたいというように考えておりますし、また議員の皆さんのほうでもそういう実態にかんがみまして、こういうことについてもう少しあるべきではないかというようなご意見等もいただければ、また受けとめさせてもらって、充実に努めてまいりたいというふうに思っております。
- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番 (三輪 正) 町長さんのほうからお話今ありまして、防災士のことかと思います。これも今 出雲崎でどのぐらいの防災士の方が誕生されているのか。できれば各集落イコール防災組織になる わけですけれども、最低一人はやはり何とか防災士の方を育てていただいて、いろいろな専門の勉

強された方からまたいろいろ集落の自主防災組織の方、意外と集落の役員の方が兼ねている方がほ とんどだと思いますけれども、そういった方にいろいろアドバイスとかまた協力をしていただけれ ば、非常にまた実のあるものになるかと思うので、今現在の防災士等は出雲崎はどんな状況でしょ うか、その辺。それでまた今後そういうふうな育成する方法等ありましたらお願いします。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) ご指摘のように長岡あたりは200名程度防災士がおられるようですが、私たちも今ご指摘のように、特にそういう防災士等の受講なりいろいろな面につきましては積極的にひとつご支援をしながら、一人でも多くそういう一つのリーダーを養成に努めてまいりたい。今出雲崎は4名おられるそうですので、さらにひとつこれを拡充すべく努力してまいりたいと思っています。
- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番 (三輪 正) 残念ながら時間がちょっとないのであれなのですが、いろいろ申し上げましたけれども、すぐ解決しないこととか、先ほどの質問含めてありますけれども、ぜひまた実情等よくまた考えていただいて、若い人が住んでよかったと、またそのほかの方も住んでよかったという町づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

#### ◇ 田 中 元 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、8番、田中元議員。
- ○8番(田中 元) 3月の定例会で予算議会でございますし、施政方針も出ておりますので、その 中から町長に一、二お伺いしたいと思います。

町長は施政方針演説の中で3本の重要施策と5項目にわたる主要施策の概要を演説されました。その中から特に力を入れておられる産業観光について質問させていただきたい。特に地域資源を生かされた着地型観光商品の開発により、通過型観光から滞在型観光を目指して誘客による地域の活性化を図りたいというふうにおっしゃっておられますが、ここで今までにない初めて出てきました滞在型観光を目指すというこの言葉が初めて述べられております。滞在型観光は地域の産業観光には大変喜ばしいことでございます。私も滞在型というのは当然ある程度の期間を滞在されて、地元でいろいろと町を見ていただくというふうな考え方なのではないかと思いますが、その辺は町長のお考えを聞いてみないとわかりませんが、現在の町内の状況を考えますと、滞在型観光をするには何か私の個人的な考えではありますが、施設が少ないように考えます。それで滞在型の方法とか施設の充実ということについては町長はどのようなふうに考えられて、この言葉が出てこられて、これから進めていかれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 観光の最も必要な重要なポイントは、今田中議員さんがおっしゃるように滞在

型観光あるいはリピーター客をいかに入れ込むかということが、最大のやっぱり私は目標だと思うのです。特に観光スポットをちらっと見てすぐお帰りになるということですと、実際にそれはそれなりに来ていただくのは結構なのですし、大いに歓迎なのですが、できれば宿泊がいいですね、あるいはまたそういうことによってお金を落としていただくというのが私たちの望むところでございますが、さりとて仮に今のこの民宿等の関係からいたしましても、私は現在の状況からいたしましても、大体今出雲崎、民宿あるいはまた旅館等々含めますと、1日207人ぐらいが収容できるという一つのベースがあるのです。だから私はやっぱり滞在型、温泉を掘ってそしてそういう宿泊施設をつくるということを希望される方々もあるようですが、これは今の社会情勢と近隣のそういう充実した宿泊施設を持っておられるところを見ますと、だれがそれを経営してペイするのかとなってくるとなかなか難しい。私は逆に出雲崎は出雲崎なりきの民宿という、やっぱり人と人との触れ合いの中でご接待をいただくことによって、また出雲崎に来ようかというリピーター客というものが増えてくるという私は可能性を考えております。

そういう意味でやっぱり私はこの出雲崎、大きな施設はないのですが、それなりのそれぞれのユニークな、またそれなりの対応の仕方をされている皆さんから頑張っていただければ、隣寺泊なりあるいはいろんなところで大きな宿泊施設がございますが、それと補完というのではなくて、それなりの私は特色かあるまたお客さんがおいでになるのではなかろうかということでございますので、私たちはやっぱりそういうスポットを増やしながら、できるだけ大勢の皆さんからおいでいただいて、長く滞在をしてお泊まりいただくというその努力をしなければならないのですが、宿泊については私は先ほど申し上げました207名収容できるのですから、それぞれの皆さんからご努力いただければ、それなりの私は対応ができるのではなかろうかと思いますので、官民力を合わせて頑張っていかなければならぬというふうに思っています。

- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 今町長のほうで民宿を中心にして旅館業も入れて1日200名強ということになりますと、365日で単純に計算しますと7万3,000名ということで、現在私調査もしてないのではっきりわかりませんが、民宿だとかそれから旅館にお泊まりになった方がどれぐらいな数かちょっと私わかりません。7万3,000名というと相当オーバーな数字なのですが、これ365日ですから、そういうふうな数字にはならないとは思いますけれども、その辺100%あり得ませんから、例えばの話が7万名ということになりますと、今までのような宿泊とは違うということになりますし、今議会のほうで一時やっています例の教育型というか、実習型の民泊を考えるということになると、またこれにプラス1になるとは思いますが、それはそれといたしまして、今町長のお考えではやはり近隣の観光地域に既に充実した施設があるのだから、それとこう絡めながらということになりますと、やはり出雲崎へ来てスポット観光で見て、時間をある程度いただくというのは滞在というよりも、例えば1時間いるものが1日いてよその施設へ泊まってまた来るというような考え方になります

と、やはり経済効果的にはやっぱりただ見るのよりも大分違うと思うのですが、その辺でこれから その今の町長のお考えですと、その施設でやってほかのということになりますと、なかなかちょっ と考えにくいのですが、まだ今民間活力ということで町長がおっしゃるとするならば、それに対す る行政のてこ入れ的なものの考えはあるのですか、特に民泊とかいうものに対するてこ入れの考え はございますか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 先ほどちょっと滞在型といいましょうか、宿泊する数の問題申しましたが、過去3年間の平均は8,100人程度の皆さんがお泊まりになっておるというデータがございます。その 辺またひとつお知りおき願いたいと思いますが。

さて、この民宿に対するてこ入れをどうするかということになってまいりますと、これはやっぱ り私はそれぞれの民宿なり旅館業を営む皆さんから、それぞれの立場における売り込みをして、大 いにひとつまた来ていただく。特に私はリピーター客というのは大事だと思うのです。飛び込みで 来る方もあるのですが、よしまた来年の夏は、来年の冬は出雲崎行って泊まろうと、あの旅館行っ て泊まろうというような人を呼び込むような私はやっぱり努力をしてもらいたいと思うのです。そ こにおける行政としての先ほど申し上げていますような、できるだけこれからの妻入りの街並整備 なり、あるいはまた良寛記念館、いよいよ町が直営でやりますが、これはやっぱり議会の皆さんか らもお力いただいて、町も徹底的にひとつやろうと思うのです。そういう観点からいたしまして、 ある程度また誘客というものに対する一つの効果も出てくるのではなかろうかというふうに考えて おりますので、民宿、旅館に対する町がどうするのではなくて、それは民間の宿泊者の施設を持っ ている方々もやっぱりお泊まりいただければそれだけ利益が出るわけですから、やっぱり私はこう いう言い方失礼は失礼ですが、私たちもしょっちゅう出るのです。私今市町村共済組合の理事長と いうような立場で、この前もはなます荘の問題、等々でも厳しい意見出ていましたが、やっぱり施 設はよくても、もてなしが全くなっていないというような強いおしかりを受けたこともあるのです。 だから私もしょっちゅうよそへ出るのですが、豪華なホテル、豪勢な料理よりもそこへ行ったとき のもてなしのやり方について接客態度等を見ておりますと、よしまた来たいという気持ちになりま す。だから私はやっぱりそういう意味でもう少し、今大体観光客はうまいものを食べたいとかそう いう人もあるでしょうが、やっぱりその土地の風情になじみながら、ゆっくりとひとつ足腰を、羽 を伸ばして休みたい、心のいやしをしたいあるいはまた身体のいやしをしたい方多いと思いますか ら、そういう点をやっぱりもう少しそれぞれの関係者の皆さんからご努力していただきたいと私は 思っています。

- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 今町長のお話でその辺はあれなのですが、問題は誘客するということで、さっきも町長のほうでおっしゃった観光のスポットを数余計にしなければならない努力が必要だという

ような観点から申しますと、今現在町では天領の里があくまでもメインです。それと今町が力を入れているウォーキングロードによる遊歩道、それから中へ入って町道の妻入りの街並の会館の問題と、今一生懸命整備されておられまして、ご努力されていますが、前のときに一般質問したのですが、確かに外見を見るのは十分できるのですが、実際に今見てみますと歩かれる方大変少のうございます。それでもこの前の質問で語り部の制度によって相当誘客数が伸びたということ、これ実績でございます、結構なのですが、何しろお客さん歩いていても町の住民の方がほとんど見えないという、それだけ人口が少ないのでやむを得ないのかもわかりません。ですが、何もない寂しいところになれば、話を聞いただけではリピーターの方はまた来ようとは思わない。やはりそこに何らかの憩いの場があり、あるいはお店があってそこでもってちょっと何か買い物できる、お茶が飲めるというのがやはり全町3キロの中にはもっと数がなければだめかと思うのですが。確かにこの前のときの質問では町長は努力が必要だとおっしゃいますが、そういうものに対する町でどのようにもっていこうかと、民間のことについてはと言われるとどうにもならないですが、その辺は今のスポット的なものをやるということになった場合に、町のほうでどのようにこれからお考えになっていかれるのですか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 田中議員さんのご指摘のとおりでございますし、今回もまた提案をしているわ けでございますが、新しいやっぱりそういうその商店街といいましょうか、歩きながらちょっと立 ち寄って一服したり、またそういう一つのまたユニークなそういう製品づくり、そういうところを 見たり、いろいろな商法があるわけでございますが、私たちはぜひそうしたいと思って、ご承知の ように頑張る街なみ整備等につきましても100万円とかそういう助成をしながら、できるだけ一人 でも多くの皆さんからそういう出店なりしてもらえるような努力をしておるわけですが、なかなか そういう努力をしながらも、はずみがついてくると私はある程度そういう形が整ってくるのではな いかと思いますので、初めて今回皮製品の製造される方が出店をされるということで助成もするわ けでございますが、はずみをつけながらやっぱりそういう一つの出店を多くするようにさらに努力 していきたいと思うのです。それはやっぱり行政として私たちだけで努力してもなかなかできない のです。やっぱりいろいろな関係の皆さんから、例えば議会の皆さんもそうですし、町民各位から もそういうことについてご理解をいただいて知り合いなりそういうところがあったら声をかけても らって、そしてよし行ってみようか出雲崎でやってみようかというようなその気持ちを出していた だくようなきっかけができますれば、私たちも積極的にそういう方々に接触しながら対応してまい りたいというふうに思っておるわけでございますので、私たちもさらなる努力してまいりたいと思 いますが、皆様方の一層のまたお力添えもいただきたいなというふうに思っています。
- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 先ほどから時間のことが大分あれしているようでございますので、今の話につ

きましてはおおむねわかってまいりましたので、これから私たちも努力しなければならないと思いますし、また新規のそういう新しい観光産業というものについてはもっと考えていかなければならないとは思います。自分でも試行錯誤しながらいたずらみたいなことはしておりますけれども、なかなかまだそこまでいかないのが現実でございますが、そういうふうにできるべく努力はしてみたいとは思っております。

それで次に移ります。観光立町を目指している本町ではございますが、本年度の予算で観光費そのものについては約1,700万円の減額というのは予算の中から出てまいりました。ここまで減額される理由には中を調べてみますと、いろいろあることはあるのですが、実際にこれだけ減額されるとなかなか観光立町というのは今までと、前年度は増額なのですが、今年度から急激に減額ということになっています。その辺についてこのままでいかれて観光立町をそのまま続けていかれるのか、その辺についてちょっとお伺いします。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 結論から申し上げますと、昨年の自主的な観光費と今年度新年度で提案しています内容はほとんど変わってないということです。ということはいわゆるドリームカーニバル、これを本来なれば中越沖地震の復興基金等の活用をしていたのですが、22年度で終了というようなことで一応予定をしておったのですが、また新たなる延長線に立ったということです。要するに町の単費分については減額をし、補助金が入ったわけでございますので、この差額はそういう意味合いがありまして、全体の観光事業費としては全く昨年と変わっておらないというのが結論です。そのようにご理解いただきたいと思うのです。
- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 数字的には確かにほかから来た金といいますか、そういうのでもってほとんど変わらないというお話はそれはそれなりに結構なのですが、正直言いまして予算の観光費の中入りますと、新規が3件、項目的に。それから、増額が1件であります。それで新規のほうがそれを合わせて約124万円の増額になっておりますが、実際には減額は先ほど町長の答弁にありましたきずな、それから汐風でもって減額していると。これは予算の内容が違うということで納得はいたしますが、その問題があります。だから新規が少ない、余りにも、それだけだということわかりました。それで新規わかったのですが、特に減額の中で大きいものの中には薬師堂の修復の関係がなくなりますからそうですし、それともう一つ、私がちょっと気になっていますのが、去年事業でもってやろうとして中止になったこいのぼりですね、天領の里でやる。これ減額になっていますが、このときに多分こいのぼりを、逆に言うと一般町民の方からお譲りいただいたものがあると思うのですが、これについてはやめられた理由というか、その辺についてせっかくやって浜風でこいのぼりという話聞いて期待はしていたのですが、これは事情で中止になったのはわかります。ですが、今後これを再開しなかった理由というのは何かあるのですか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 昨年東日本大震災で中止せざるを得ないというふうな状況で、さて今年度どうするかと、せっかく町民各位のご厚意もいただいておりますので、これをどうするかということでしたが、ちょっと考えてみますと、いわゆる天領の里のあこに電柱をばっと立てるわけです。そしてそれはこいのぼりが終わったら撤去するというのではなくて、恒常的にそれを立てておくというようなことで、こいのぼりの季節というのはある一定時期です。しかも、海に泳ぐこいというのもちょっと違和感があるかなというふうな感じがしたのですが。これでまたいいという私は考え持っていたのですが、ちょっとあこに電柱をばっと立てまして、こいのぼりを泳がせるような状況にしますと、それを永久的に立てておくということになりますと、景観がすっかり崩れてしまうのです。それで私はこれはまずいと、その都度やればいいのだが、恒常的にずっと立っておるというのは、非常に。それでなくても今観光スポットとしては先ほども出ておりますように、電柱の地中化とかそういう問題が叫ばれている中で、あそこに電柱がぼんぼん、ぼんぼん立って何もないのに電柱が立っているようではこれ困ってしまうのです。だからこれはもうちょっと基本的に原点に返って改めてこいのぼりはやろうと思うのです。どこでやるのが一番最適か、ちょっとまた皆さんのご意見も聞きながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 最後にします。

それで今内容わかりました。それはそれで結構なのですが、やはり前から言われているような観光立町でずっと来た当町でございます。それと先ほどの産業観光という意味で滞在型というふうな考え方を町長が今はっきり申されたわけですので、その辺の観点に立ちまして私どもも議員としても対応していかなければならないと思います。ただ、私は民間活力の活用ということが一番大事だというけれども、何とか探してくれ、探してくれではなくて、私できればこういうものがいいのではないかということはやはり私たちも考えますけれども、行政もおい、こういうものやってみる気があるのかないのかというようなそういうたたき台になるような、そういうようなその一つの指針みたいなものをできれば行政内で検討していただいて、ちょっとアドバルーンを上げてみるのも一つの方法ではないかと思うのです。その辺についてまた町長のほうでご検討いただいて、できるだけ海岸がにぎやかになり、ひいては駅前もにぎやかになるような、そういうふうな観光の施策を行っていただきたいと思うのですが、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(中野勝正) 田中議員、答弁はいいですか。
- ○8番(田中 元) 答えはさっき聞きましたので、結構です。
- ○議長(中野勝正) この際、しばらく休憩します。

(午前10時47分)

○議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第1、一般質問を続けます。

#### ◇ 小 林 泰 三 議員

- 〇議長(中野勝正) 1番、小林泰三議員。
- ○1番(小林泰三) それでは、1件だけ質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

JR出雲崎駅の水道使用料などについてお聞かせ願いたいと思っております。JR出雲崎駅の水 道使用料と公衆トイレの利用料が駅前地区の簡易水道事業が始まったときからきょうまでといいま すか、今までJRからもらっていません。下水道が完備したのは水道事業よりも後でございますが、 それからも下水道使用料についても全くもらっていないと思われます。これらについて事業が始ま ったときに、町との話し合いによりまして無料にするということの話し合いがあったように思われ ます。当時から現在まで既に40年以上も時が経過しますと、いろんな経済情勢その他情勢が変わっ てきたりするものがたくさんありますので、そもそもこれがなぜ無料になったか知っている人も非 常に少ないのではないかと思います。それでこのままの状況でいきますと、JRの利用料が永遠に 無料になりますので、そろそろ見直す時期ではないかというふうに私は考えるものでございます。 そもそもJRは日本を代表する大会社でございます。そんな1億円や2億円でびくともするとか、 そんなちょっとけたが違う話でございまして、まして水道料の1万円とか2万円の、実際メーター 器がないから幾ら使われているかわかりませんけれども、そんな万単位の話で、JRとするのはち ょっと余りにもアリとゾウのけんかのような、けんかということもありませんが、そういう比較す るよりもっと下がる話だと思っております。そんなので、そろそろ有料となるように考えいていた だきたいと、そういった考えに基づいて今質問するわけでございますので、町長の考えをお聞かせ ください。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) お答えをいたします。

過去の料金収納状況を調べましたら、水道料金、下水道料金とも徴収をしております。また、あなたの質問をいただきまして、駅舎と公衆トイレ、それと新潟側にあります保線区関係の建物の蛇口、水周りを調査しましたが、水道メーターを通らない水があることは全くありません。異常は見つかっておりません。

なお、平成元年の6月までの下水道、水道料金とも、下水道はちょっと後ですが、ともに領収書はございます。それ以前のものについてはもう出納室等も廃棄しておりますので、平成元年6月までにさかのぼった領収書はしっかりと町にありますので、そのような事実はございません。

- 〇議長(中野勝正) 小林議員。
- ○1番(小林泰三) 町長からすばらしい答弁、大変ありがとうございます。といいますことは、私の質問が間違っていたということになるでしょうし、現実に合ってないという質問をしたということになります。私は具体的に日についてはわかりませんが、スタートしてからしばらくの間無料でいったのは、特に下水道については。下水道といいますか、トイレですね、トイレ使用料については無料だったというふうに感じていたものです。そこで今の話、私が間違ったことを指摘しているかもわかりませんので、今ここで私は質問を打ち切りまして、また私なりに調査させていただきたいと思うし、ぜひまたお聞かせ願いたいと思いますが。

以上でございますが、どうもありがとうございます。

#### ◇ 諸 橋 和 史 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、4番、諸橋和史議員。
- ○4番(諸橋和史) 今まで観光から防災についていろいろ各議員から質問がございました。私は、この行政区、出雲崎町が存続するためにひとつ物を考えていきたいなということで5年後、10年後、20年後というような方向づけの中で町長に質問をさせてもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

東日本大震災から1年がきのう経過しましたし、またきょうは長野の栄村を中心とした津南、十日町地域の地震が発生した日でもございます。各地域の皆さんの早期な復旧を願っていろいろなものを考えてまいりましたので、ちょっと項目が多いものですから、少し走り走りちょっと質問させていただきます。

まず、先ほどから観光立町というような話で、国道352の改良、バイパス化についてという一つの私質問させてもらいます。米田地区から海岸の要望はもちろんやってもらいたい。これはもう何が何でもしてもらいたいということで、この議会でも与板土木さんから一度説明がございましたし、その説明後進展がなかなか我々のもとへ耳に入ってこないということの現状の中で、今どうなっているのかというのを少しお聞かせ願いたいですし。

2点目として、長岡与板、352です。中永トンネルまではある程度スムーズに走られますけれども、現実的に中永を過ぎまして屋並の中に入っていきます。現実としては非常に狭いですし、この改良というものが早期に望まれることです。また、正確には存じませんけれども、長岡の市長が発したり、県議が発したり何かしております与板地域ですか、スマートインターの起点ができるというような話がございます。当町出雲崎は観光と産業、1次産業なり2次産業、すべてを含めてやっぱり352が都会に結ばれる第1条件の最短距離になると思います。これが高速に直結するような形で進められれば非常に私はここの地域、産業にとっては非常に、観光からすべての点に関しまして有意義ではないかと。これをだから長岡地域と要するに旧三島地域の方々と連携をとりながら、

352のバイパス化できないものかというのが本当の私らこの出雲崎の住民にとって、米田地域から海岸に抜ける改良と、それと三島地域のバイパス化、これをひとつ目指して、今すぐできないにしても町長7期当選と、この実績を踏まえて力強くひとつ前に一歩でも進めてもらいたいという町民の願いとしてひとつ町長聞き届けてもらいたいし、その方向に進めてもらいたいというのが第1点でございます。

次に、六郎女地域の基盤整備がやがて終わろうとしております。現段階で進められている地域が あるやなしやと聞いております。現実は正確には把握しておりませんので、ちょっとわかりません けれども、先般の条例の過疎法の中に現実には中山間地基盤整備という1条が載っておりました。 それが一つの方向でこの出雲崎がどう動くかという方向が決まってくると思います。現実にまさか 法律にのっとっていないものを進めるということはなかなか難しいと思います。それを踏まえまし て私個人の考えなのですけれども、担い手育成、21世紀型農業の基盤整備というのは大圃場の区画 整備ができます。100ヘクタール、200ヘクタールというような基盤整備ができます。それを物の考 えの中で進めてもらいたいというのが1点なのですけれども、なぜそういう物の考え方をするかと いうと、現実に今、先回の一般質問の中で基盤整備率が五十何%、こういう答弁がございました。 それを踏まえますと、もう四七、八%基盤整備をしていないという現状を切実にやっぱり感じてお りますし、それを踏まえますと、TPPも始まりますし、いろいろな物事が動き始める中で出雲崎 の農業、これを支えるにはどうしたらいいかと、本当に個人的なのですけれども、一気に本当ので きるものかできないものかちょっとわかりませんけれども、担い手育成、21世紀型なりの物の考え 方をすれば、出雲崎は400ヘクタールの弱の面積でございます。総面積で三百八、九十ヘクタール だと思います。そうすれば、引いてもらえば物すごく簡単なのですけれども、もう100か200、200は ないのです。その中で進める事業としては中山間地が先般も質問しましたけれども、総事業費が薬 師堂地域で一番当初予算で16億3,000万ぐらいの予算がありました。六郎女地域で13億数千万とい う形があります。今回進められようとしている中山間地の農業予算が一応県の概略で私調べたとこ ろ8億の限度額、これを薬師堂また六郎女地域に当てはめますと、大体反当たり220から230という 数字になります。割り算すると40町部できないと。現実に面工事になると10から20町部すればもう いいところではないかと。総事業費の予算が8億円ということになりますと、今までの経過の中の 一つの物の考え方、六郎女、薬師を含めますと20町部も面工事ができればいいのではないかと、精 いっぱいだろうというふうに考えます。そうするともう50年かかっても基盤整備は終わらない。こ れ5年なり6年1工区にかかります。そうすると、1行政区に1事業しかもってこれない事業です から、基盤整備というものは。そういうものを踏まえた中で一つの考え方として町の行政が足を一 歩、半歩でも、町長の考えでもいいです。ひとつそこのところをお聞かせ願いたいし、この地域全 体の進みぐあいはどうなっているかという物の考え方の中で、現実この今進められている地域はど れぐらいの面積を検討されているのか、ひとつお聞かせ願いたいということが2点目です。

それと3点目として、これは全く私も耳にかじった一点だけなのですけれども、ただいま総文の 委員としての一つの質問なのですけれども、東京大学が9月卒入学というような話が出ております。 これは例えば東京大学の問題だけではなくて、現実の話として小学校、中学校の入学卒業にもかか わる大きな問題です。今すぐ結論出さなくてもいいのですけれども、早急に町の取り組みを検討願 いたいと。これをやっていかないと、やっぱりここの行政は何をしているのだと。もちろん県、国、 文科省の指示も待たなければならないのですけれども、ここの行政としてもやっぱり一点だけはや っぱり考えて物を進めてもらいたいと、こういうふうに思っております。

もう一点、最後になりますけれども、柏崎刈羽原発の長期的展望についてということで質問をさせてもらいます。これは先般8日のラジオのニュースでしたか、出雲崎町条件つき再開認可というようなニュースが仕事をしながら聞いておりました。これはたしか再開を認めるというのがちょっと数字忘れましたけれども、5%前後だったと思います。それで条件つき再開というのが12%、全体で。これを聞いたときにやっぱりここの行政は頼りなのかなというような一つの考え方もしておりますし、私個人的には国が示した減価償却の年限ですけれども、一応40年、最長60年まで認めるというような国の指針が示されております。その中で私個人は結論的には持っております。私家族が大勢いますので、子供、孫、私などはもうどうでもいいのですけれども、現実として子供、孫を考えた場合、この原発はやっぱり安全なうちにとまってもらうのが正解ではないかと、私個人は思っております。

もちろん原発というのはもともと不完全な施設です。ガラス固化体に入れて燃料棒を長期保存す るには、1万年もしないとそれが放射能を発生しないというような状態にはならないというような 話も聞いております。そんな中で今現在昨日おとついのニュースですか、福島が今200万人強の人 口がございます。その中でニュースソースの話ですから正確にはわかりません。100万人に減ると、 人口が。そういう話まで出ております。現実にはもう行政区が動かなくなるのではないかと、物す ごく深刻な話として私個人は受けとめておりました。現実の話、私は許したにしても減価償却内、 これは津波がいつ来るか、地震がいつ来るかわかりません。ただ、今の東京電力の対応では現実津 波でやられたという一言だけでしか物が済まされておりません。その中で私個人が思う、またニュ 一スの中でも、きのうのニュースですけれども、津波だけではなくて地震でやられたというような 話し方も、ただ正確ではありませんので、これをどうのこうのというつもりはございませんけれど も、本当に原発が必要なのかどうか。ここらのところをしっかりと町長さんから1年、2年、3年、 5年という話ではないのですけれども、現実にはもう最初にできた柏崎刈羽原発はもう20年近く経 過しようとしております。そうすると、最初に40年の減価償却ということになりますと、もう20年 ちょっとなのです、現実は。それらこれらを踏まえまして、余りにも短絡的な考え方かもしれませ んけれども、現在原発の交付金もここの町はもらっております。私は10倍もらっても20倍もらって もいいのではないか、こういうふうに交付金の話までひとつさかのぼって物事を考えて、現小林町

長が力あるこの現時点で、そういう交付金の話まで進めた国、県なりの対応策を求めていくという のもひとつ期待してまして、町長の答弁をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) まず、諸橋議員さんの1点目の国道352改良、バイパス化についてでございますが、これにつきましては当初計画を変更しながら、現道の改良で進めたいということで方針が定まって調査も進めているわけでございますが、何しろご承知のように国の財政も逼迫をし、さらにまた東日本大震災によりまして、さらに財政が悪化しておるという状況の中で、公共事業を初め、いろいろな面にしわ寄せが出てまいっておるわけでございますので、そういう観点から私も県なりいろいろなところで強く要望しておるのですが、今のところ大変厳しい状況の中であるということだけはご承知おき願いたいと思います。

さらに、あわせまして今スマートインターにかかわるまた道路改良等々、長岡市を中心とした三島地内等々のバイパス化ということについてのまたご意見でございますが、何しろ全体的な計画の中で予算配置がされるわけでございますので、例えば本来なれば352の改良につきましても引き続いて出雲崎地内の改良を進める予定だったのですが、三島の砦関道橋の工事が優先をするということで若干私たちも待ったのですが、実際砦関道橋が工事は完了しておりますが、いまだに手が着かないということは、全体的な公共事業費が落ち込んでおるということにほかならないことが原因でございます。そういう観点に立ちますと、これはエゴを申し上げるのではなくて、全体的な中で出雲崎町の位置づけをどうするかということになってまいりますと、三島地内のバイパスも必要なのですが、まず私たちといたしましては地元のバイパス改良等々についてまず事業化をしてもらいたいというのが願いでございます。そういう中で三島地内のバイパスも必要なのですが、これはそれぞれの立場で推進をされるわけでございますので、私は重ねて申し上げますが、エゴを申し上げるわけではございませんが、まず前回の約束もございますので、次なる改良は出雲崎地内のいわゆる展望坂を中心とした道路改良に最も重点を置いて着手をしてもらいたいということを申し上げるにほかならない。

全体的な計画につきましては、いわゆる今私たちは期成同盟会をつくっておりますが、352の柏崎魚沼間改良促進整備事業、この中では当然今の三島地内の問題も入っておりますし、あるいは山古志村を結ぶ道路等の問題も入っております。多岐にわたっておるわけでございますので、いろいろな意味で総合的に全部よくなってくればいいのですが、まず私は今出雲崎町のかつてのまた過去の歴史的なそういう観点からいたしまして、まずこの352の出雲崎地内の改良を最優先をしてやってもらいたいということ強く要望するということが私の考え方でございます。

次の基盤整備の問題でございますが、いろいろるるお話がございました。将来的な整備率は非常に落ちるのではないかと。確かに中山間地総合整備事業、これにつきましては民主政権にかわりま

してから60%もカットされたわけです。そのことによって事業の鈍化というか進みぐあいが相当落ちるのではないかと思ったのですが、幸いにいたしまして、六郎女につきましては順調に進んでおります。88%という整備率になっておるわけでございますし、大体終了時点もひとつの視野に入ってまいりました。

さて次をどうするかというお話もいただいているのですが、これは今進めております中山間地総 合整備事業をさらに次はやっぱり私は八手地区と視点を向けているのです。次に新規採択いただく のは非常に困難です。そこで先ほどお話がございましたが、TPPの問題をにらんで国も新しい農 業政策を出してまいりました。いわゆるその一つは地域農業マスタープラン、これは担い手育成、 そして耕作面積の集積化、そして面的ないわゆる足腰の強い農業をどう進めるかということに対す る基盤整備が入っているのです。基盤整備は大きないわゆる整備あるいは場合によっては現有農地 の畦畔を取り除いて均平化するというようなものも内容に入ってきているのです。そういう観点か らいたしまして、私はこの前も三輪議員さんにお招きいただきまして八手地区の振興会にお招きい ただいた席上、これを徹底的に私は強調申し上げたのです。中山間地を新しい事業を取り入れるの は大変前途厳しい。新しい政策の中における目玉であるいわゆるマスタープランの中における基盤 整備、これを徹底的にやらなければだめだと、このチャンスを逃したら絶対だめですよと申し上げ ておるのです。私としてはそういう意味でおっしゃるような悲観的な私は考え持っていない。地域 の皆さんが絶対的によしやろうと、全力を傾けます。私は本庁に行ってもいろいろな会議の中でも 徹底的にそれを申し上げているのです。これをただ形骸化して、ただ一つの放置にしてはならない。 これを本当に生かさなければだめだ。私は徹底的に手を挙げてやるから協力してくれと申し上げて いるのです。

だから要は地域の皆さんがどうこの問題をとらえるかです。行政としてはこれ金かかるのです。 今までのあれと同じことで国が55%補助率。そしてやっぱり町も15%、県も出す。県が出すか出さないか、これからの問題ですけれども、しかし町も出す。この事業をするには町だって相当な出費を要する。しかし、これは私は何が何でもやらなければだめだということを申し上げているのです。だから悲観してはならない。この新しい制度をいかに積極的に取り組んで、いかに地元の皆さんのご理解をいただいて、これをどういう形で事業化するかと、これに全力を挙げなければだめなのです。そういう意味で私は悲観はしておりません。地元の皆さんのご理解を得て徹底的にやります。皆さんからもご協力いただきたい、お願い申し上げておきたい。

さらに、大学の秋入学の問題ですが、これはなかなか難しい問題があるのです。今町が右往左往する段階ではございません、はっきり申し上げて。今大学の協会があるのですが、約75の国立大学入っているのですが、この中でも物すごい意見が分かれているのです。秋入学を是とする人は38%ですか。なかなかこれは簡単なわけにはまいらないのです。しかし、これはそれなりの目的があるのですから。要するにご承知のように今回こういうグローバル化している中で、国際社会のリーダ

一を養成するためには秋入学というのは必要なのだと、留学なりあるいは海外の留学生を受け入れる、いろいろな意味においてこの必要性があるのだと、これわかるのです。しかし、現実的にそれでは今の高校、中学あるいは大学を卒業した就職関係、どういう形の整合性をとるか、大変な問題なのです。これ簡単な問題ではないのです。今町がこれに対してどうするのだという、私はそんなこと今町が秋入学はいいです、賛成なんて言える立場ではないのです。我々のまだまだ及ばないところで、これから最大の論議が尽くされるのです。簡単ではないのです。だから、私はこれは国がどういう方針を出してくるのか静観をしながら、それに対して柔軟に対応していくということでご理解いただきたい。

さらに原子力、これにつきましては諸橋議員さんのいわゆる私見もお聞きいたしております。先 般も私たち勉強会をしているわけでございますが、現地で実際見てまいりました。そのときに所長 が申し上げた原子力というのはベースロードエネルギーだと、いわゆる24時間発電をしながらやっ ている。その基本的なことを今までは原子力がエネルギーのいわゆる大きな一つの中核をなしてき たと、そういうことにおける今回の事故でございます。私はこれを直ちに否定をしてもう原子力は 必要ないということは申し上げません。私は自分の持論としてこれは議会で申し上げるだけでなく、 私は国へ行っても県へ行ってもきちっと私の考えは申し上げています。原子力を諾々として容認を するのではないのです。いわゆる東日本の大震災における貞観地震、平安時代の。あの千年有余の 中に起きた大事故です。それに対する私は最初から言っている。避難区域どうする、そんな問題で はないのだと。私は最初県の会議に行っても言うのです。そんなエリアを定める、そんな問題では ないでしょうと。あのとき起きた事件、事故、あの原点を検証してなぜああいう悲惨な事故が起き たのだというものを徹底的に追求して、それに対する検証をしながら対応どうするかということに よって避難指示の問題もいろいろな面でも、オフサイト問題とかSPEEDI問題みんなあるので す。そういうものを検証しないで何もしないで、原子力は是だ非だと私は申し上げない。私は基本 的にはいわゆる千年確立におけるあの大事故、あれに対する対応ができるとするならば、私はこれ 絶対ということはないですから、事故を起こさない、そういうものの検証はなされて、電源が喪失 された、そういうものに対して今何をやっているのか。その電源をどこに求めているのか、どうい う対応をしているかというのを我々はつぶさに見てきたのですが、そういうものをしっかりと検証 しながら、それぞれのいわゆる官制ではないです。やっぱり専門的な知識を持った人たちから十分 な検証あるいはそれらに対する対応を判断していただいた中における結果が公表されたときにおい て、そこにおいて限られた原子力なりそういうものを将来のエネルギーとして当面は考えるべきで はないかということも私は考えております。

ただし、何が何でも安全を無視して何が何でもやれというのではないのです。そういうものをしっかりと検証した中においてやらなければならない。最近の週刊誌を見ますと、40年後、いわゆる時間経過した原子力が廃炉になった場合には日本はどうなるのかと、厳しいあれが出ております。

しかし、やはり私たちは今まで余りにも経済が最高にどんどん、どんどんと右肩上がりに上ってきた、それに諾々として浸っておったのです。いいではないですか、原点に戻ればいいではないですか。かつての耐乏生活を我々はやるということを覚悟するならば、自然エネルギー、クリーンエネルギーに依存するということも必要なのです。そこまでの覚悟があれば。それに対しては電気料は相当アップするわけです。それをよしとするのか。いろいろな意味で検証しなければならない。金だけではないですよ、安全性の確保というのがまず大事にしなければならない、そういう観点、もろもろの観点から結論的に原子力を否定する、是認するという立場ではございません。これからのいわゆる成り行きをしっかりと検証しながら、その後において議会あるいは住民の皆さんのご意向も見定めながら、それなりの進路、結論を出していかなければならぬと私は思っております。

- 〇議長(中野勝正) 4番、諸橋議員。
- ○4番(諸橋和史) 町長さんの意見は十分承知しておりますし、現実にあれしているのですけれども、第1点目の352の改良、バイパス化についてという一つの質問なのですけれども、この出雲崎がおくれをとらないためには、やっぱり旧三島地域、与板、長岡、こことの連携を深めながら、やっぱりそれの強化には進めていかなければならないのだろうと。現実には米田からの海岸へ抜けるという、これは私は何も反対するわけではないし、町長の意見には大賛成です。ただ、今長岡のスマートインターができるという一つの方向性が出ているならば、私が懸念するのは先ほどから田中元議員なりいろいろな人から災害なり観光なりという話が出た場合、滞在型の観光だということになると、今度は現実的には寺泊へ全部引っ張られるのではないかと、私個人は懸念をしております。長岡が考えるのはそういうことだと私個人は思っておりますので、やはりここらの連携で出雲崎もおくれをとらないような先ほど出ております滞在型の観光というような一つの方向性を目指すならば、やっぱり352の改良ということで首都圏に直結した大型バスがスムーズに通れる道路というものは私個人は確保すべきではないかと、こう思っております。

それと基盤整備、今初めてお聞きしました担い手育成のこれからマスタープランが国のほうから示されるというような話の中では、これはまた大きい数字が出てくれば私もそれなりに賛同いたしますし、また八手地域、中越の一部ですか、ちょっと進んでいない地域が非常にあるものですから、幸いなことに西越地域は暗渠は古くなってきたけれども、一応面工事としては3反なり5反なり、大きいのになると7反、8反という面積、1町部近い面積も確保した基盤整備が進んでおります。ただ、出雲崎全体を考えた中ではやはりある程度進めてもらいたいし、五、六年かかる事業ですから、余り小面積で事が進むと我々もいなくなってしまいます、現実。そうすると、先ほど町長さんの話でTPPなりの関連の事業の中で、担い手がいなくなるという懸念の中でこのものを進めなければだめですから、早期にやっぱり結論を出してもらって行政のほうで進めてもらいたいと、こういうふうに願っております。

原発の問題ですけれども、私個人は今すぐ廃炉にすれとかそういうことを言っているのではござ

いません。ここに減価償却後という一文を入れておいたのはそこのところなのです。それで現実的 に福島の知事が脱原発宣言をするというような話も出ております。現実事故が起きてしまいますと、 こういう話になります。また、これは私きのうソフトバンクの社長がモンゴルの何砂漠でしたか。

- 〇議長(中野勝正) 諸橋議員、時間になっていますので、簡潔にお願いします。
- ○4番(諸橋和史) いろいろな物の考え方がございます。そういう中でひとつ自然エネルギーも決して夢ではないということを進めていけば、一つの方向が出るのではないかというので、ひとつ私の質問を終わらせてもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

#### ◇ 田 中 政 孝 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、3番、田中政孝議員。
- ○3番(田中政孝) 最後になりましたので、傍聴の方々大分遅くなりましたが、もう少しおつき合いただきたいと思いますが。

きのうで昨年の3月11日の大震災、丸1年になったわけでございます。それであの大事故は私どもテレビを見ておりましても、本当にこれが現実かというほどのすさまじい画面でありました。その辺町長はどういうふうにまたお考え、見た感想をまた後ほどお聞きできればと思っておりますが。

それでは通告どおりご答弁いただきたいと思いますが、私東日本大震災の瓦れきの処分につきましてお聞きしたいと思います。なかなか瓦れきの処分が進まない第1の原因は、やっぱり放射線を含んだものはなかなか住民の方々には受け入れがたいところがあるというところが第1だと思います。しかし、その瓦れきを処分しない限り、地元の復興はなし得ないというふうに私は思っておるところでございます。それで震災の瓦れきが推計で2,252万トン有余、このうち処理が済んだのは117万トン余り、約5%ちょっとというような報道もあります。震災の瓦れきは通常の10年から20年分もあるというような報道でございます。その大量の瓦れきはまだ仮置き場には集めてはありますけれども、その処分をできる能力は限られていると、大変なところで今あるわけでございます。環境省は2014年の3月末までに処理を終えるという目標は持っておったのですけれども、極めて厳しいというふうに発言はしております。また、全国自治体アンケートでも岩手県、宮城県の瓦れきの受け入れにつきまして、市町村の33%が現時点では困難だと、52%が全く考えていないというような回答であり、全体の86%が難色を示している状態であるわけでございます。

本県におきましても具体的な検討を進めているというのは新潟、長岡、柏崎、三条、新発田の5 市にとどまっているというところであります。この瓦れきの処分、処理が緊急な問題であるわけで ありまして、エコパークを抱えておる我々自治体の長といたしまして、町長はどのようにお考えか お聞きしたいと思っております。

〇議長(中野勝正) 町長。

- 〇町長(小林則幸) 田中議員さんのご質問にお答えしたいと思うわけでございますが、議会の皆さ んもその実態を視察に行かれるようでございますが、まさにテレビ等々を見ておりましても、今田 中議員さんがおっしゃるように2,250万トンですか、そのうちの5.6%しか処理されていないと、こ れが処理されない以上復旧復興の弾みはつかないということで、まことにもって私たち町といたし ましてもその現実を直視するに、本当に同情に値するわけでございますが、さりとてうちの町の現 状から申しますと、物理的に私たちはそういう受け入れる施設がないわけです。焼却施設もない。 あるいは今ご指摘のエコパークも焼却施設を持っておりません。しかも、私たちがこれを受けるに は非常に苦汁の選択をいたしたわけでございますが、最も基本理念といたしましては、この協定書 の中で第2条2で、新潟県以外から持ち出される廃棄物は絶対受け入れないという協定書が結んで あります。そういう観点からいたしましても、私は物理的に現在の状況では住民各位のご理解を得 ることは非常に難しい。100ベクレル以下ということでございますが、放射能物質濃度そのものも 数値等も不確実的なものがございますので、なかなか難しいのではないかと。特にうちの町は物理 的に受け入れる施設がないのですから、受け入れたくても受け入れられないということが現実なの ですが、仮に受け入れるとするならば、放射性物質等につきましても、非常に風評被害が広まるこ とも懸念されることでございますので、当出雲崎町といたしましては、現状においては受け入れる 意思は今のところはございません。
- 〇議長(中野勝正) 3番、田中議員。
- ○3番(田中政孝) 知事も非常にそういう面におきましては慎重に考えているという発言があるわけでございますけれども、確かにエコパークとの協定書の中で県内の廃棄物しか受けないということにはなっておりますけれども、協定書は協定書でそれを再度見直して県との契約、協議を進めるというようなことは町長としては全く考えていないというようなことになりますね、その辺もうちょっとお聞きいしたいと思いますが。
- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 再度申し上げますが、現状においては受け入れる意思は私はない、住民の理解は得られない。あの問題が発生しましてから、それぞれの団体なりそれぞれの皆さんから強硬な申し入れをいただいております。受け入れるべきではないという意思表示を私は受けておりますので、今のところ私は住民のご理解をいただくことは大変至難だということで、同情に値しながらもいろいろな意味で、きずななりいわゆる助け合い精神と言いながらも、この問題については私は今の段階では受け入れる意思はない。しかし、今後国、県、それぞれの自治体なりあるいはそれらに対するいろいろな問題が協議をされながらどういう形で整理をされるのかわかりませんが、その段階において新たなる事態が発生してまいりますれば、それはそれなりに対応しなければならないと思うわけでございますが、現段階においては軽々にわかります、私たちの町も前向きに検討するとは言われないというのが実態です。

- 〇議長(中野勝正) 3番、田中議員。
- ○3番(田中政孝) 今の現状はそうかもわかりませんけれども、確かに言われるように国のほうからある程度強力な姿勢で文書も出るのだというような話も出ておりますけれども、確かに今のこの出雲崎だけではなくて地域の住民を説得できる強いものがなかなか難しいかとは思います。でもあれだけの震災の中で何とか考えるところあるのかなというふうに私は思っておりますけれども、ぜひ国また県のほうからそういう要請があったときにおきましては、考えてみるところもあるのかなと、私個人としては思っております。

確かに県知事は廃棄物の焼却灰が30倍になるというふうな報道をされているわけです、セシウムの濃度が。だからただ燃やすだけではなくて、それを埋め立てする。基本的にはこのエコパークはそこで焼却した中で埋め立てるというのが基本なわけですけれども、30倍に増えるということは大変な数値になるというわけでありまして、そこで例えば埋め立てしなくても焼却だけでどうかというまた県のほうからそういう話が例えばあった場合に、それは確かに今現在では難しいかとは思いますけれども、十分またそのときにおきましては住民の方々の意向を聞きながら、よりいいほうといいますか、確かに震災に遭われた方々の思いを酌んだ中で十分なご協議をいただいた中で進めていただければ大変ありがたいというふうに思っていますので、その辺を町長の考えはわかりました。全く今のところは今の時点では考えていないというようなことでありますので、その辺をまた県とのまた話し合いの中で考えていただければと思っております。

以上で終わります。

〇議長(中野勝正) これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

〇議長(中野勝正) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午前11時49分)

第 3 号

( 3 月 16 日 )

# 平成24年第1回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

# 議事日程(第3号)

# 平成24年3月16日(金曜日)午前9時30分開議

| 第 1 | 議案第11号 | 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について              |
|-----|--------|------------------------------------|
| 第 2 | 議案第12号 | 議会の議決すべき事件に関する条例制定について             |
| 第 3 | 議案第13号 | 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につい |
|     |        | て                                  |
| 第 4 | 議案第14号 | 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定について    |
| 第 5 | 議案第18号 | 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について            |
| 第 6 | 議案第22号 | 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について          |
| 第 7 | 陳情第 6号 | 議場に国旗・町旗を掲揚することを求める陳情について          |
| 第 8 | 議案第15号 | 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について     |
| 第 9 | 議案第16号 | 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条 |
|     |        | 例制定について                            |
| 第10 | 議案第17号 | 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について          |
| 第11 | 議案第19号 | 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について         |
| 第12 | 議案第20号 | 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について      |
| 第13 | 議案第21号 | 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について     |
| 第14 | 議案第24号 | 指定管理者の指定について                       |
| 第15 | 議案第25号 | 町道の路線認定について                        |
| 第16 | 議案第23号 | 指定管理者の指定について                       |
| 第17 | 議案第26号 | 平成24年度出雲崎町一般会計予算について               |
| 第18 | 議案第27号 | 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について       |
| 第19 | 議案第28号 | 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について         |
| 第20 | 議案第29号 | 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について        |
| 第21 | 議案第30号 | 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について         |
| 第22 | 議案第31号 | 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について   |
| 第23 | 議案第32号 | 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について       |
| 第24 | 議案第33号 | 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について          |

第25 議案第34号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

- 第26 議案第35号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第10号)について
- 第27 議案第36号 監査委員の選任について
- 第28 議員派遣の件
- 第29 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 〇出席議員(9名)

2番 3番 田中政孝 仙 海 直 樹 4番 諸橋和史 5番 中川正弘 6番 宮下孝幸 三輪 正 7番 山崎信義 8番 田中 元 9番 中野勝正 10番

# 〇欠席議員(1名)

1番 小林泰三

# 〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 副 町 長 小 林 忠 敏 亨 教 育 長 佐 藤 会計管理者 佐 藤 信 男 総務課長 山 田 正 志 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 建設課長 沖 馨 玉 教育課長  $\blacksquare$ 中 秀 和

# ○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 内 藤 百 合 子

 書
 記 遠 藤

◎開議の宣告

○議長(中野勝正) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

#### ◎議事日程の報告

○議長(中野勝正) 小林泰三議員のほうから欠席届がありましたので、ご報告いたします。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第12号 議会の議決すべき事件に関する条例制定について

議案第13号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例制定について

議案第14号 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定に ついて

議案第18号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について 議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について

○議長(中野勝正) 日程第1、議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について、日程 第2、議案第12号 議会の議決すべき事件に関する条例制定について、日程第3、議案第13号 出 雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第14号 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第18号 出 雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第22号 公共施設の相互利用に 関する協定書の一部変更について、以上議案6件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案6件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過 並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

〇総務文教常任委員長(諸橋和史) 総務文教常任委員長報告。

去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案6件について審査を 終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は3月13日午後1時30分から役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、 教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会しました。

その結果について報告いたします。

議案第11号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更については、ストリートジャズの観客の数は、

真夏で暑過ぎるので、開催場所を考えてみてはの意見がありました。慎重審査の結果、全員異議な く可決すべきものと決定しました。

議案第12号 議会の議決すべき事件に関する条例制定について及び議案第13号 出雲崎町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第14号 出雲崎町立出雲崎図書館設置条例の一部を改正する条例制定について及び議案第18号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更についての5議案は、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

〇議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第11号を採決します。

議案第11号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第6号 議場に国旗・町旗を掲揚することを求める陳情について

○議長(中野勝正) 日程第7、陳情第6号 議場に国旗・町旗を掲揚することを求める陳情について。ただいま議題としました陳情1件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

〇総務文教常任委員長(諸橋和史) 先ほどの報告に引き続き報告いたします。

陳情第6号 議場に国旗・町旗を掲揚することを求める陳情については、国旗・町旗の掲揚をまことによいことだと思うが、議場が狭いなどの意見がありました。慎重審査の結果、全員一致で不 採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 2番、仙海議員。 ○2番(仙海直樹) それでは、委員長のほうに質問させていただきますが、3点ほどお願いいたします。

今ほど委員会のほうで狭い等のことで話し合われたということでございますけれども、国旗・町旗の大きさや掲げ方というものは話し合われたかどうかが1点と、これを不採択となった後に、議員のほうでもう一度検討して、議員発議として出されるというお話がなされたかどうかが1点と、町旗のほうだけでも掲揚されるかどうかが話し合われたかどうかという、以上3点につきましてご質問いたします。

- 〇議長(中野勝正) 4番、諸橋議員。
- 〇総務文教常任委員長(諸橋和史) 総文では、一般的な国旗の大きさはそれなりの大きさだと思っています。正確に大きさの大小の検討はいたしませんでした。

それと、今後委員会で検討していくという方向性も検討はいたしませんでした。

町旗の掲揚だけの検討もいたしませんでした。一括して質疑いたしましたので、そのように全員 一致で不採択と決定したところでございます。

- 〇議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 今ほどの質疑でございますけれども、町旗あるいは国旗ともにそれなりの大きさのあるものをこの議場に掲揚した場合、どのようなバランスになるかなということをまず考えました。それとともに、町旗・国旗を掲揚せずとも、我々国民の中に日の丸を国旗としてあがめ、そしてまた崇拝する気持ちに変わりはないということで、掲揚する、しないという以前に、気持ちの問題では変わりはないということを確認いたしました。

そしてまた、他町村の動向等も調べましたところ、議場に国旗を掲揚してある町村は、一町村も ございません。新潟県において。

それからもう一つ、町旗を掲揚しているところもございますが、ある意味大きな議場を持ち、そ してそこに町旗を掲揚しているところがほとんどでございます。

そしてまた、今回請願が出て、それを採択あるいは不採択ということを他の町村がどのようにやっているかということも一応かんがみて調べてみましたところ、不採択、湯沢町、そして聖籠町、これは不採択にされております。また、審議に入らない、取り上げないという議会もございまして、田上町、刈羽村、あるいは関川村は、精神あるいはその高揚の問題は、国旗掲揚にかかわらず、人間の心の問題であるということで、審議にも入っておりません。

そういった中で出雲崎は審議に入りましたけれども、その中で国旗掲揚、あるいは町旗掲揚ということではなく、心から崇拝する気持ちに変わりないということで、議場のバランスを考えた場合、 掲揚しなくてもいいのではないかということで不採択とさせていただきました。

私は、それに賛成するものでございます。

〇議長(中野勝正) ほかにありませんか。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、仙海議員。

○2番(仙海直樹) それでは、私のほうから陳情第6号 議場に国旗・町旗を掲揚することを求める陳情について、不採択に反対する立場から討論をさせていただきます。

本陳情は、郷土に誇りを持ち、町のさらなる発展のために国旗・町旗を掲揚し、行政執行部と住民の代表である町、議会議員が一堂に会する議場に掲揚を求める陳情でございます。陳情理由のとおり、国旗は自国の象徴であり、自国の国旗に誇りを持つことは世界の常識でもあります。また、他国の国旗、国歌に敬意を払うことは相手の国の人々に敬意をあらわすもので、町旗も同じと考えます。

また、議場に国旗を掲げることに関しては、他県や他町村でもさまざまな議論があることも承知しており、憲法第19条の思想・良心の自由に違反してないかという声もありますが、この解釈につきましては既に最高裁判決において合憲との判断が示されております。世界選手権やオリンピックなど、国際舞台で日の丸が掲揚されたり、日の丸を振って応援したり、日本の選手、応援団であれば普通のことでございます。さらに、このたびの東日本大震災で懸命な復旧作業に当たられた自衛隊や警察の皆さん、消防隊の皆さんは、日の丸をつけて作業に当たられました。海外援助隊など、他国に支援に行かれる医師団の皆さんやボランティア、NPOの方々も同じでございます。

また、町旗に描かれる町章は、出雲崎の「い」の文字を図案化したもので、回転、力動、躍進をあらわしていることは皆さんもご承知のことと思います。例えば遠くふるさとを離れたところで出雲崎の町章を見かけたときに、どんな気持ちになるでしょうか。懐かしさや思い出、ふるさとをだれしも思い浮かべるのではないでしょうか。それが郷土愛や愛郷心だと私は思っております。もしかすると、この陳情が上がってくる前に、議員自らが発議で行うべきものだったものかもしれません。個人の心情に強制すべきものでないことは百も承知しておりますが、今国難とも言えるこの時期にこの陳情を採択して、町執行部と住民の代表である議会が率先して国旗と町旗を掲揚して、国を愛する、町を愛する大切さを自ら示し、町民の模範となり、出雲崎町民が一つになることで、今後出雲崎町がさらに発展し、自立の道を歩んでいけるようにならなければならないと考えております。

何とぞ議員各位のご理解を賜りますよう申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

- 〇議長(中野勝正) 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。
  - 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) ただいまの仙海議員の言うことはまことにもっともだとは存じますが、町旗というものはシンボルでございます。建物の正面、あるいは帽子の正面等々、町旗というものはそのもののシンボルでございます。それを議場に飾ることにはいかがなものかというふうに思います。

もう少し厳粛に考えていただきたいなというふうに思います。

それから、国旗ですけれども、国旗というのは我々の胸の中にいつもあります。ただ、我々が今まで生活してきた中で、自宅の神棚、自宅の床の間に国旗があるでしょうか。入学式、卒業式、結婚式、いろいろな式のときに、その国旗掲揚して厳粛に行うというのが常ではないでしょうか。議場に飾ることも、それも一理かもしれませんが、それよりも国旗をあがめ、そして日本国を思い、そしていついかなるときでも自分が日本国民としての崇拝の気持ちを持つことのほうが大事だと私は考えます。議場が狭いということも理由の一つでありますが、国旗掲揚並びに町旗掲揚は、今回は見逃したいというふうに思っております。委員長報告に私は賛成いたします。

○議長(中野勝正) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) これで討論を終わります。
  - これから陳情第6号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。
  - 陳情第6号に対する委員長の報告は不採択であります。
  - 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

座ってください。

委員長報告に反対の方は起立願います。

[起立少数]

〇議長(中野勝正) 起立少数です。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

- ◎議案第15号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第16号 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部 を改正する条例制定について
  - 議案第17号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい
  - 議案第21号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第24号 指定管理者の指定について
  - 議案第25号 町道の路線認定について

○議長(中野勝正) 日程第8、議案第15号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第16号 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第17号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第21号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議案第24号 指定管理者の指定について、日程第15、議案第25号 町道の路線認定について、以上議案8件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案8件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過 並びに結果について委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

〇社会産業常任委員長(田中 元) 社会産業常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案8件について、その審査が終了 しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、3月13日午前9時30分から、役場議員控室において説明員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て、委員全員が出席し委員会を開きました。

その審査結果につきましてはお手元に配付いたしました報告書のとおりでありますが、審査の経 過について報告いたします。

議案第15号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、布設工事監督者の資格について質疑があり、資格試験はなく、経験年数で資格が取れる、現在2名の資格者がいるとの説明がありました。また、浄水場の給水についての質疑では、各浄水場にバイパスが布設されており、心配がないとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号 出雲崎町土地改良事業の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員 異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、占用料の値下 げに対する質疑があり、国の占用料が改正されたことによるとの説明があり、慎重審査の結果、全 員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定については、家賃の値下

げに対する質疑があり、築8年が経過し、他の賃貸住宅との兼ね合いもあり、値下げをするとの説明があり、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 指定管理者の指定については、指定期間についての質疑がありました。慎重審査の 結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第25号 町道の路線認定については、ウォーキングロードの中に国有地はないか、 ウォーキングロード内の自転車通行は禁止するのか、完成後のイベント計画などについて質疑があ りました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告といたします。

〇議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第23号 指定管理者の指定について

〇議長(中野勝正) 日程第16、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって除斥となりますので、中川正弘議員及び田中元議員の退場を 求めます。

[5番 中川正弘議員·8番 田中元議員退場]

〇議長(中野勝正) 本案は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果 について委員長の報告を求めます。

社会産業常任副委員長、三輪正議員。

〇社会産業常任副委員長(三輪 正) それでは、先ほどの田中委員長の報告に引き続きますが、議 案第23号について、委員長に事故がございますので、副委員長の私がかわって委員長報告をいたし ます。

議案第23号 指定管理者の指定については、審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

[5番 中川正弘議員·8番 田中元議員着席]

◎議案第26号 平成24年度出雲崎町一般会計予算について

議案第27号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 について

議案第32号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第33号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長(中野勝正) 日程第17、議案第26号 平成24年度出雲崎町一般会計予算について、日程第18、議案第27号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第19、議案第28号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第20、議案第29号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第21、議案第30号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第22、議案第31号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第23、議案第32号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第24、議案第33号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第25、議案第34号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第25、議案第34号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経 過並びに結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、諸橋和史議員。

〇予算審査特別委員長(諸橋和史) 予算審査特別委員長報告。

去る3月7日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案9件を審査するため、 3月8日午前9時30分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員 の出席を得て委員会を開催いたしました。

その審査の結果につきましてはお手元に配付しました別紙報告書のとおりですが、その審査の経 過について報告いたします。

議案第26号 平成24年度出雲崎町一般会計予算について、2款1項2目13節で行政文書等配達業 務委託料の内容について。

2款1項7目13節でホームページ制作管理委託料が昨年より倍増になっているわけについて。

3款1項2目19節で町障害者就労施設備品購入費補助金について、各店舗に対するアフターケアがない状況、町として使い道を見きわめたほうがよいのでは。

3款1項5目20節で町高齢者福祉タクシー利用料金助成について、タクシー券の傍らに期間限定のバスの回数券はつけられないのか。

4款1項1目20節で町不妊治療費助成について、全額補助のところもある、補助の拡充をお願い

できないか。

6款1項3目19節で町新規園芸施設整備事業補助金が今年度予算にないが、なぜか。

7款1項4目天領の里管理費でオープンデッキの予算が計上していないが、今後の方針は。

8款5項2目19節でがんばる街なみ支援助成金について、今現在どのような方が利用されているのか。

8款5項3目19節で木造住宅耐震改修工事費等補助金について、どのくらい見込んでいるのか、 またなぜ利用が少ないのか。

9款1項4目15節で防災行政無線が以前聞こえないところがあったが、今回の工事で改善は考えられたか、また18節では無線機は何台購入か。

10款1項3目11節、12節で、学校給食用食材放射性物質検査の内容について。

10款2項3目19節及び10款3項3目19節で、学校給食米穀購入費助成金が大幅に増えたのはなぜかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案28号 平成24年 度出雲崎町介護保険事業特別会計予算についての議案は、慎重審査の結果、全員異議なく、原案の とおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、広域連合に納付する納付金と保険料徴収額との差は県費で賄われるのかなどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算については、新しく掘った常楽寺の 井戸の水はどちらの水系に行くのか、また今後どのくらいの新たな試掘を考えているかなどの質疑 がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算については、戸別合併処理浄化槽使用料収入が減る原因は、などの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算については、慎重審査の結果、 全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、最終処分場が何カ所かあるが、大災害があった場合、相互補完できるかなどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、 全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

〇議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第34号まで議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号から議案第34号まで、議案8件に対する委員長の報告は全議案とも可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第27号から議案第34号まで議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第35号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第10号)について

〇議長(中野勝正) 日程第26、議案第35号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程をされました議案第35号 平成23年度一般会計補正予算(第10号) につきましてご説明申し上げます。

このたびの予算補正につきましては、石井町裏の船揚場についた砂のしゅんせつ工事費を急遽歳 出 6 款 3 項 2 目漁港費に計上したものであります。また、その財源として、ゴルフ場利用税交付金 を追加計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ143万6,000円を追加し、予算総額を36億4,759万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) 補足をさせていただきます。

昨年に引き続きまして、同じところに砂がつきまして、昨年は県がしゅんせつを行いましたが、ことしにつきまして県と調整していた中で、今回は県は行わないというふうなことで、かわって町がしゅんせつすることになりました。漁港区域になりますので、県に手続をとりながら、3月末まで行うというものでございます。大体500立米の砂のしゅんせつになります。その砂につきましては、井鼻の海水浴場に運び出すというふうなものでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) もう一度説明願いたいのですけれども、町長は石井町の船揚場のしゅんせつ工 事費を漁港費で計上したのですが、今の総務課長は去年と同じ場所だというふうにおっしゃいまし たけれども、去年は石井町ではなかったのではないでしょうか。去年も石井町だったのでしょうか。 港の出るところではなかったのですか去年は。
- 〇議長(中野勝正) 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) 去年と同じ場所と申し上げたのは、新潟県がその場所をしゅんせついたしましたので、本町として予算は組んでいなかったというふうな部分でございます。航路としてしゅんせつした、県がしゅんせつしたというようなことで、予算上石井町の裏というのは今回が初めてというふうなことになります。
- 〇議長(中野勝正) 産業観光課長。
- 〇産業観光課長(田口 誠) 昨年度航路のしゅんせつとは別に、石井町のその船揚場のところも県からやってもらった経緯がございます。
- 〇議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 今総務課長の説明で、井鼻の海水浴場へ捨てるというような状況なのですが、 あそこも今自然に砂がついているわけですが、実際に石井町のあそこへたまっている砂を持ってい っても、海水浴場としての影響に値するような砂でないということだけ、あるのかどうか、それ確 認したいのですが、その辺どうなのでしょうか。

- 〇議長(中野勝正) 産業観光課長。
- 〇産業観光課長(田口 誠) 昨年は県のほうからやってもらったのはその砂を脇に重ねたような状況だったのですが、その前にはやはり運び出しもしまして、井鼻の海水浴場に敷きならしたという 経緯がございますので、それと同じ砂ということで、影響はないものと考えております。
- ○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第35号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号 監査委員の選任について

〇議長(中野勝正) 日程第27、議案第36号 監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第36号につきましてご説明を申し上げます。

現在識見を有する者の監査委員として志田忠護氏をお願いしていたところでございますが、本年 3月31日をもちまして、その任期が満了となります。

この後任といたしまして、見識豊かな方であります大字羽黒町の石川豊氏を監査委員としてお願いしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。
  - これから議案第36号を採決します。
  - この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定されました。

#### ◎議員派遣の件

○議長(中野勝正) 日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。地方自治法及び会議規則の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を 派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

〇議長(中野勝正) 日程第29、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

# 〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

# ◎閉会の宣告

○議長(中野勝正) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時24分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

| 出雲崎町議会議長 | 中 | 野 | 勝 | 正 |
|----------|---|---|---|---|
|          |   |   |   |   |
| 署名議員     | 仙 | 海 | 直 | 樹 |
|          |   |   |   |   |

署名議員 田 中 政 孝